

人事委員会報

第87号

平成27年度

宮城県人事委員会

目 次

[平成 27 年度版]

I 人事委員会

1 委員の構成	1
2 会議の開催状況	1
3 人事委員会規則等の制定改廃状況	9
4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況	14

II 事務の概要

1 職員採用試験等事務	17
第1表 平成 27 年度職員採用試験（定例試験）の概要	20
第2表 職員採用試験実施状況	22
第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者数等の推移（平成 18 年度以降）	25
第4表 平成 27 年度職員採用選考考査実施状況	27
第5表 平成 27 年度採用・転任選考承認状況	28
第6表 平成 27 年度職員採用状況	30
第7表 平成 27 年度昇任選考実施状況	31
2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告	32
3 公平審査事務	44
4 公平委員会受託事務	46
5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務	46
6 職員団体等関係事務	47
7 勤務時間等関係事務	50
8 労働基準監督関係事務	51



[その他]

◎ 事務局の組織及び事務分掌	56
----------------	----

I 人事委員会

1 委員の構成

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	小川竹男	平成26年7月13日	
委員 (委員長代理)	細谷雄三	平成13年3月1日	平成27年7月13日退任
委員 (委員長代理)	佐藤裕一	平成13年7月11日	
委員	秋田次郎	平成27年7月14日	

2 会議の開催状況

平成27年度の人事委員会会議は第1511回から第1529回まで19回開催され、その内容は次のとおりである。

(1) 総括

年月 区分	平成27年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年	1月	2月	3月	計
	開催回数	1	1	1	1	2	4	1	1	2	1	2	2	19	
議事事項数	議案	7	1	1		3	1	4	4	12	2	17	22	74	
	協議						2							2	
	報告	2	3		1	4	4	2	2	1				19	
	審理	1								1	2		3	7	
	その他	2	2	2	2	5	9	3	3	2		2	3	35	
	計	12	6	3	3	12	16	9	9	16	4	19	28	137	

(2) 付議内容別議事事項

		議案	協議	報告	審理	その他	計
総務関係	条例意見	3					3
	規則等の制定改廃	13					13
	その他	2		2		3	7
	小計	18		2		3	23
公平審査 勤務条件 関係	措置の要求						
	不服申立て	4		1	7		12
	休暇の承認						
	条例意見	1					1
	規則等の制定改廃	8					8
	その他			4			4
	小計	13		5	7		25
任用関係	採用	14		1		16	31
	昇任			3			3
	条例意見						
	規則等の制定改廃	3					3
	その他					1	1
	小計	17		4		17	38
給与関係	報告・勧告	1	2	6		2	11
	条例意見	5					5
	規則等の制定改廃	18				1	19
	その他	2		2		12	16
	小計	26	2	8		15	51
合計		74	2	19	7	35	137

(3) 開催回数別議事内容

回数	開催年月日	議 事
1511	27. 4. 14 (火)	<p>(議 案)</p> <p>1 不利益処分に関する不服申立てについて</p> <p>2 第 66 回宮城県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について</p> <p>3 宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）の実施について</p> <p>4 第 66 回宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度）及び第 73 回宮城県職員採用試験（高等学校卒業程度）の実施について</p> <p>5 第 88 回警察官 A 採用試験及び第 89 回警察官 B 採用試験の実施について</p> <p>6 人事委員会規則 7－134（給料の切替えに伴う経過措置）の廃止等について</p> <p>7 人事委員会規則 8－7（職員の育児休業等に関する規則）の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 25 年（不）第 1 号事案について（第 22 回審理）</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 26 年度職員採用試験実施結果について</p> <p>② 平成 27 年職種別民間給与実態調査について</p> <p>(その他)</p> <p>① 公務公共サービス労働組合協議会からの要請について</p> <p>② 公務労組連絡会等からの要請について</p>
1512	27. 5. 19 (火)	<p>(議 案)</p> <p>8 人事委員会規則 11－2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 平成 26 年度における苦情相談の状況について</p> <p>② 平成 26 年度における解雇予告除外認定の状況について</p> <p>③ 不利益処分に関する不服申立ての取下げについて</p> <p>(その他)</p> <p>① 選考考査（前期日程）の概要について</p> <p>② 任期付職員（震災復興対応）採用選考考査の概要について</p>
1513	27. 6. 18 (木)	<p>(議 案)</p> <p>9 職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>(その他)</p> <p>① 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について</p> <p>② 平成 27 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度）申込状況について</p>

回数	開催年月日	議 事
1514	27. 7. 7 (火)	<p>(報 告)</p> <p>① 第 86 号 (平成 26 年度) 人事委員会報について (その他)</p> <p>① 平成 27 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施状況 (第 1 次試験後) について</p> <p>② 平成 27 年度警察官 A 採用試験の申込状況について</p>
1515	27. 8. 20 (木)	<p>(議 案)</p> <p>10 宮城県職員 (大学卒業程度) 採用候補者名簿の確定について (報 告)</p> <p>① 平成 27 年人事院勧告について</p> <p>② 宮城県警察官昇任資格考査 (一般試験考査) の実施結果について</p> <p>③ 宮城県警察官昇任資格考査 (専門試験考査) の実施結果について (その他)</p> <p>① 委員長職務代理者の指定について</p> <p>② 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について</p> <p>③ 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について</p> <p>④ 公務労組連絡会等からの要請について</p> <p>⑤ 選考考査 (後期日程) の概要について</p>
1516	27. 8. 27 (木)	<p>(議 案)</p> <p>11 宮城県警察官 (警察官 A) 採用候補者名簿の確定について</p> <p>12 職員が国勢調査における調査員の職を兼ねる場合の職務に専念する義務の免除について (報 告)</p> <p>① 平成 27 年職員給与実態調査結果について</p>
1517	27. 9. 10 (木)	<p>(報 告)</p> <p>① 平成 27 年職種別民間給与実態調査結果について</p> <p>② 平成 27 年公民給与較差について</p> <p>③ 平成 27 年標準生計費・労働経済指標について (その他)</p> <p>① 平成 27 年度宮城県職員採用試験 (大学卒業程度・民間企業等職務経験者) の申込状況について</p> <p>② 平成 27 年度宮城県職員採用試験 (短期大学卒業程度・高等学校卒業程度) の申込状況について</p> <p>③ 平成 27 年度警察官 B 採用試験の申込状況について</p> <p>④ 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告 (案) の概要について</p> <p>⑤ 宮城県三者共闘会議からの要請について</p>

回数	開催年月日	議 事
1518	27. 9. 15 (火)	(協 議) ① 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告（案）について （その他） ① 宮城県公務・公務関連労働組合共闘会議からの要請について
1519	27. 9. 25 (金)	(協 議) ① 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び勧告（案）について （その他） ① 平成 27 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者） の実施状況について ② 平成 27 年度警察官 B 採用試験の実施状況について
1520	27. 9. 29 (火)	(議 案) 13 平成 27 年職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告について （報 告） ① 人事行政の運営等の状況の公表について （その他） ① 平成 27 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度） の実施状況について
1521	27. 10. 19 (月)	(議 案) 14 宮城県任期付職員採用試験の実施について 15 平成 27 年度昇給区分を A 又は B に決定する職員の昇給号俸数について 16 不利益処分に関する不服申立てについて（却下） 17 不利益処分に関する不服申立てについて（受理） （報 告） ① 平成 27 年度上半期における苦情相談の状況について ② 平成 27 年度上半期における解雇予告除外認定の状況について （その他） ① 平成 27 年度宮城県職員採用試験（大学卒業程度・民間企業等職務経験者） の第 1 次合格者について ② 平成 27 年度宮城県職員採用試験（短期大学卒業程度・高等学校卒業程度） の第 1 次合格者について ③ 平成 27 年度警察官 B 採用試験の第 1 次合格者について
1522	27. 11. 19 (木)	(議 案) 18 宮城県職員（大学卒業程度・民間企業等職務経験者）採用候補者名簿の確 定について 19 宮城県職員（短期大学卒業程度及び高等学校卒業程度）採用候補者名簿の 確定について 20 宮城県警察官（警察官 B）採用候補者名簿の確定について 21 不利益処分に関する不服申立てについて

回数	開催年月日	議 事
		<p>(報 告)</p> <p>① 人事委員会勧告の取扱い及び職員団体との交渉結果について</p> <p>② 平成 27 年度給与の支払監理について</p> <p>(その他)</p> <p>① 北海道公務員共闘会議及び東北公務員共闘協議会からの要請について</p> <p>② 宮城県高等学校・障害児学校教職員組合からの要請について</p> <p>③ 平成 27 年全国人事委員会勧告の状況について</p>
1523	27.12. 4 (金)	<p>(議 案)</p> <p>22 職員の退職管理に関する条例案に対する意見について</p> <p>23 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案に対する意見について</p> <p>24 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>25 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>26 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見について</p> <p>27 人事委員会規則 8－5 (職員の勤務時間、休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>28 人事委員会規則 8－6 (学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則) の一部改正について</p> <p>(審 理)</p> <p>① 平成 27 年 (不) 第 1 号事案について (第 1 回審理)</p> <p>(その他)</p> <p>① 人事委員会規則 (給与関係) の改正に係る取扱いについて</p>
1524	27.12.22 (火)	<p>(議 案)</p> <p>29 情報セキュリティに関する規程の一部改正について</p> <p>30 人事委員会規則 7－15 (勤勉手当) の一部改正について</p> <p>31 人事委員会規則 7－41 (初任給調整手当) の一部改正について</p> <p>32 人事委員会規則 7－106 (単身赴任手当) の一部改正について</p> <p>33 人事委員会の権限 (給料等の支給) の一部委任について</p> <p>(報 告)</p> <p>① 宮城県警察官昇任資格考査 (選考考査) の実施結果について</p> <p>(その他)</p> <p>① 平成 27 年度宮城県任期付職員採用試験の実施状況 (第 1 次試験後) について</p>

回数	開催年月日	議 事
1525	28. 1. 27 (水)	(議 案) 34 懲戒処分取消訴訟について 35 平成 28 年度職員採用試験及び警察官採用試験の実施について (審 理) ① 平成 27 年 (不) 第 1 号事案について (第 2 回審理) ② 平成 27 年 (不) 第 2 号事案について (第 1 回審理)
1526	28. 2. 10 (水)	(議 案) 36 宮城県任期付職員採用候補者名簿の確定について 37 人事委員会規則 14-0 (職員の退職管理に関する規則) の制定等について 38 人事委員会規則 1-1 (規則の分類) の一部改正について (その他) ① 公務公共サービス労働組合協議会地方公務員部会からの要請について ② 公務労組連絡会等からの要請について
1527	28. 2. 19 (金)	(議 案) 39 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案に対する意見について 40 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例案に対する意見について 41 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見について 42 人事委員会規則 2-3 (人事委員会事務局組織規則) の一部改正について 43 人事委員会規則 7-14 (期末手当) の一部改正について 44 人事委員会規則 7-20 (退職手当の支給) の一部改正について 45 人事委員会規則 7-41 (初任給調整手当) の一部改正について 46 人事委員会規則 7-53 (地域手当) の一部改正について 47 人事委員会規則 7-106 (単身赴任手当) の一部改正について 48 人事委員会規則 9-1 (職務に専念する義務の特例に関する規則) の一部改正について 49 人事委員会規則 9-8 (職員の分限に関する規則) の制定について 50 人事委員会規則 10-1 (不利益処分についての不服申立てに関する規則) の一部改正について 51 人事委員会規則 10-3 (職員の苦情相談に関する規則) の一部改正について 52 人事委員会事務局処務規程の一部改正について
1528	28. 3. 18 (金)	(議 案) 53 職員安全衛生管理規程の一部改正について 54 職員の任用に関する選考について 55 人事委員会規則 7-1 (寒冷地手当) の一部改正について 56 人事委員会規則 7-33 (初任給, 昇格, 昇給等の基準) の一部改正等について

回数	開催年月日	議 事
		57 人事委員会規則 7-39（へき地手当等）の一部改正等について 58 人事委員会規則 7-62（特地勤務手当等）の一部改正について 59 人事委員会規則 13-0（一般職の任期付職員の採用等に関する規則）の一部改正等について 60 人事委員会規則 13-1（一般職の任期付研究員の採用等に関する規則）の一部改正について （審 理） ① 平成 27 年（不）第 1 号事案について（第 3 回審理） ② 平成 27 年（不）第 2 号事案について（第 2 回審理） （その他） ① 東北公務員共闘協議会等からの要請について ② 宮城県官公労働組合連絡協議会等からの要請について ③ 宮城県教職員組合等からの要請について
1529	28. 3. 28（月）	（議 案） 61 人事委員会規則 4-0（職員の任用に関する規則）の一部改正について 62 人事委員会規則 12-1（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部改正について 63 人事委員会規則 7-15（勤勉手当）の一部改正について 64 人事委員会規則 7-18（管理職手当）の一部改正について 65 人事委員会規則 7-53（地域手当）の一部改正等について 66 人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の制定について 67 人事委員会規則 2-3（人事委員会事務局組織規則）の一部改正について 68 人事委員会規則 8-5（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正等について 69 人事委員会規則 8-6（学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部改正等について 70 人事委員会規則 11-1（管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について 71 人事委員会規則 11-2（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部改正について 72 人事委員会事務局処務規程の一部改正について 73 人事委員会事務専決規程の一部改正について 74 職員の任用に関する選考について （審 理） ① 平成 27 年（不）第 2 号事案について（第 3 回審理）

3 人事委員会規則等の制定改廃状況

人事委員会は独立した行政機関として、法律又は条例に基づき、その権限に属する事項に関し人事委員会規則を制定する権限を有することが地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 8 条第 5 項に規定され、人事行政の重要性、専門性、特殊性に鑑み、これを適正に実施していくことが要請されている。

平成 27 年度における人事委員会規則等の制定改廃の概要は、次表のとおりである。

（総務関係）

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
規則の分類 (1-1)	28. 2. 10	28. 2. 19	職員の退職管理に関する規則の制定に伴う規則の分類の整理	28. 4. 1
人事委員会事務局組織規則 (2-3)	28. 2. 19	28. 2. 26	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方公務員法の改正に伴う用語の整理	28. 4. 1
	28. 3. 28	28. 3. 31	事務局の組織改編に伴う課等の設置規定の改正及び分掌事務等の整理	28. 4. 1
情報セキュリティに関する規程	27. 12. 22	27. 12. 28	情報セキュリティ対策の対象となる情報資産の定義の一部改正	28. 1. 1
人事委員会事務局処務規程	28. 2. 19	28. 2. 26	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方公務員法の改正に伴う用語の整理	28. 4. 1
	28. 3. 28	28. 3. 31	事務局の組織改編に伴う専決及び代決に係る規定の改正並びに文書及び公印に関する規定の整理	28. 4. 1
職員安全衛生管理規程	28. 3. 18	28. 3. 31	労働安全衛生法の改正に伴う産業医の職務に係る規定の一部改正	28. 3. 31
				28. 4. 1
人事委員会事務局における標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程	28. 3. 28	28. 3. 31	地方公務員法の規定に基づき、人事委員会事務局における「標準的な職」及び「標準職務遂行能力」を定める規程の制定	28. 4. 1
人事委員会事務局専決規程	28. 3. 28	28. 3. 31	事務局長が専決できる事務に地方公務員法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく事務を追加	28. 4. 1

(公平審査・勤務条件関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (8-5)	27. 12. 4	27. 12. 11	特別休暇のうち、健康診断・予防接種のための休暇、家族の看護のための休暇及び子の看護のための休暇に係る対象者及び取得要件の改正	28. 1. 1
	28. 3. 28	28. 3. 31	学校教育法及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の改正に伴う休憩時間の短縮に関する規定及び年次有給休暇に関する規定の一部改正	28. 4. 1
学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(8-6)	27. 12. 4	27. 12. 11	特別休暇のうち、健康診断・予防接種のための休暇、家族の看護のための休暇及び子の看護のための休暇に係る対象者及び取得要件の改正	28. 1. 1
	28. 3. 28	28. 3. 31	学校教育法及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の改正に伴う休憩時間の短縮に関する規定及び年次有給休暇に関する規定の一部改正	28. 4. 1
職員の育児休業等に関する規則(8-7)	27. 4. 14	27. 4. 21	保育制度の改正に伴う非常勤職員の育児休業期間に関する規定の一部改正	27. 4. 21
職務に専念する義務の特例に関する規則(9-1)	28. 2. 19	28. 2. 26	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方公務員法の改正に伴う用語の整理	28. 4. 1
不利益処分についての不服申立てに関する規則(10-1)	28. 2. 19	28. 2. 26	行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による地方公務員法の改正に伴う不服申立て制度に関する規定の一部改正 (題名改称：不利益処分についての審査請求に関する規則)	28. 4. 1
職員の苦情相談に関する規則(10-3)	28. 2. 19	28. 2. 26	行政不服審査法等の改正に伴う苦情相談の対象外となる場合の規定の整理	28. 4. 1
管理職員等の範囲を定める規則(11-1)	28. 3. 28	28. 3. 31	組織改編に伴う別表第1の一部改正	28. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
公平委員会の 事務委託地方 公共団体の管 理職員等の範 囲を定める規 則(11-2)	27. 5. 19	27. 5. 22	受託団体の組織改編等に伴う別表第1の一部改正	27. 5. 22
職員の退職管 理に関する規 則(14-0)	28. 3. 28	28. 3. 31	受託団体の組織改編等に伴う別表第1及び別表第2の一部改正	28. 4. 1
職員の退職管 理に関する規 則(14-0)	28. 2. 10	28. 2. 19	地方公務員法及び職員の退職管理に関する条例の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定める規則の制定	28. 4. 1

(任用関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
職員の任用に 関する規則 (4-0)	28. 3. 28	28. 3. 31	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正に伴い、選考基準表(別表第3, 4)等を改正	28. 4. 1
職員の分限に 関する規則 (9-8)	28. 2. 19	28. 2. 26	職員の分限休職処分の際の通算に関する規則の制定	28. 4. 1
公益的法人等 への職員の派 遣等に関する 規則(12-1)	28. 3. 28	28. 3. 31	新たに職員を派遣することができる団体として、別表第2に1団体を追加 株式会社への派遣終了に伴い第7条及び別表第3を削除	28. 4. 1

(給与関係)

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
寒冷地手当 (7-1)	28. 3. 18	28. 3. 31	第2条の2 宮城県外の地域に勤務する職員に係る支給対象地域及び手当額の規定を追加 別表(第2条関係) 支給対象公署の廃止に伴う改正	28. 4. 1
期末手当 (7-14)	28. 2. 19	28. 2. 26	第6条の6 行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整理	28. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
勤勉手当 (7-15)	27. 12. 22	27. 12. 24	第6条 勤勉手当の支給割合の改正に伴う成績率 の上限の改正(平成27年12月期)	27. 12. 1
			第6条 勤勉手当の支給割合の改正に伴う成績率 の上限の改正(平成28年6月期以降)	28. 4. 1
	28. 3. 28	28. 3. 31	第5条 1か月以下の育児休業を取得した場合に おける在職期間の除算対象の除外規定を追加	28. 4. 1
管理職手当 (7-18)	28. 3. 28	28. 3. 31	別表第1(第1条関係) 管理職手当の区分の変更及び職の廃止に伴う改正	28. 4. 1
退職手当の支 給(7-20)	28. 2. 19	28. 2. 26	様式第8号から第15号, 様式第17号及び第18号 (第8条関係) 行政不服審査法の全部改正に伴う規定の整理	28. 4. 1
初任給, 昇格, 昇給等の基準 (7-33)	28. 3. 18	28. 3. 22	別表第1 地方公務員法の改正に伴う級別標準職務表の改正 別表第3 学校教育法の改正に伴う中学卒の学歴免許等の資 格の改正	28. 4. 1
			別表第7 給料表の改定に伴う昇格時号俸対応表の改正	28. 3. 22
へき地手当等 (7-39)	28. 3. 18	28. 3. 22	附則別表(附則第7項関係)及び別表 へき地教育振興法施行規則に基づくへき地学校等 の指定の見直しに伴う改正	28. 4. 1
初任給調整手 当(7-41)	27. 12. 22	27. 12. 24	別表(第6条関係) 医師等に対する手当の限度額が引き上げられたこ とに伴う期間の区分ごとの手当額の改正	27. 4. 1
	28. 2. 19	28. 2. 26	獣医師に対して, 新たに手当を支給することに伴 う改正 第2条 支給の対象となる職及び適用給料表の規 定を追加 第3条 支給する職員の範囲に係る規定を追加 第4条 支給対象となる権衡職員の規定を追加 第6条 支給期間のみなし規定の改正 第8条 施行日前から在職している者に対する措 置の規定の改正 別表(第6条関係) 期間の区分ごとの手当額を追加	28. 4. 1

規則等の名称	制定改廃 年 月 日	公 布 年 月 日	制 定 ・ 改 廃 の 内 容	施行(適用) 年 月 日
地域手当 (7-53)	28. 2. 19	28. 2. 26	第9条 異動保障の支給割合の取扱いに係る改正	28. 4. 1
	28. 3. 28	28. 3. 31	第11条 規則12-1(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の改正に伴う規定の削除	28. 4. 1
特地勤務手当 等(7-62)	28. 3. 18	28. 3. 31	別表 指定公署の名称変更に伴う改正	28. 4. 1
単身赴任手当 (7-106)	27. 12. 22	27. 12. 24	附則第2項 手当額の段階的引上げに係る特例期間の改正	27. 4. 1
	28. 2. 19	28. 2. 26	第4条 交通距離区分ごとの加算額の改正	28. 4. 1
給料の切替え に伴う経過措 置(7-134)	27. 4. 14	27. 4. 21	給与構造改革時の経過措置の終了に伴う規則の廃止	27. 4. 21
一般職の任期 付職員の採用 等に関する規 則(13-0)	28. 3. 18	28. 3. 22	第6条 特定任期付職員の号俸の決定に係る規定が条例で定められたことに伴う規定の削除	28. 4. 1
一般職の任期 付研究員の採 用等に関する 規則(13-1)	28. 3. 18	28. 3. 22	第4条 任期付研究員の号俸の決定に係る規定が条例で定められたことに伴う規定の削除	28. 4. 1

4 条例の制定改廃に関する意見の申出状況

地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会を置く地方公共団体においては、職員に関する条例を制定・改廃しようとするときは、議会は、人事委員会の意見を聞かなければならないこととされている。

これに基づき、平成27年度中に県議会から意見を求められ、本委員会が行った意見の申出は、次のとおりである。

意見申出年月日	条例議案名	意見の申出内容	条例の制定等
27. 6. 18	職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行による厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部改正に伴い、職員の再任用に関する条例及び職員の退職手当に関する条例について、規定の整理を行うものであり、適当と認めます。	27. 7. 3 制定 27. 7. 10 公布 27. 10. 1 施行
27. 12. 7	職員の退職管理に関する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い施行される職員の退職管理に関する規定に基づき、所要の事項を定めるものであり、適当と認めます。	27. 12. 18 制定 27. 12. 24 公布 28. 4. 1 施行
	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	この条例案中第1条、第2条及び第4条については、新たな行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の給与に関する条例及び職員の退職手当に関する条例について、規定の整理を行うものであり、適当と認めます。	27. 12. 18 制定 27. 12. 24 公布 28. 4. 1 施行
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、本委員会がさきに行った「職員の給与等に関する報告及び給与に関する報告」に沿ったものであり、適当と認めます。	27. 12. 18 制定 27. 12. 24 公布 27. 12. 24 等施行

意見申出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
27. 12. 7	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	この条例案は、一般職の職員等の内国旅行に係る車賃の額について所要の改正を行うほか、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の一部改正に伴い、船員に係る旅費の特例について所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	27. 12. 18 制定 27. 12. 24 公布 28. 4. 1 等施行
	特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	この条例案中第 3 条は、教育委員会教育長の期末手当の支給割合について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	27. 12. 18 制定 27. 12. 24 公布 27. 12. 24 等施行
28. 2. 19	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の一部改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、職員の退職手当に関する条例、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	28. 3. 15 制定 28. 3. 22 公布 28. 4. 1 施行

意見申出 年 月 日	条 例 議 案 名	意 見 の 申 出 内 容	条例の制定等
28. 2. 19	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	この条例案中第1条については、学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正に伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	28. 3. 15 制定 28. 3. 22 公布 28. 4. 1 施行
	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	この条例案は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴い施行される等級別基準職務表に関する規定に基づき、職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例について、所要の改正を行うものであり、適当と認めます。	28. 3. 15 制定 28. 3. 22 公布 28. 4. 1 施行

Ⅱ 事務の概要

1 職員採用試験等事務

(1) 採用

本委員会は、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づき、「職員の任用に関する規則」（人事委員会規則4-0。以下「規則」という。）を定め、職員の採用に当たっては、原則として競争試験により、また、医師等、競争試験により難いと認められる一部の職種については選考により、受験成績その他の能力の実証に基づき、厳正に、優秀な人材の確保に努めている。

平成27年度に実施した県職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりである。

イ 競争試験

平成27年度は、第1表に記載した大学卒業程度、短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官A及びBの5区分の定例試験を実施した。その実施状況は、第2表のとおりである。

平成元年以降の本県の職員採用試験応募者総数は、バブル経済崩壊直後の平成5年度をピークに平成19年度まで減少傾向にあったが、平成20年度の大学卒業程度試験受験上限年齢引き上げやリーマンショック後の民間企業における採用抑制の影響等を受け、以後平成22年度までは増加に転じていた。平成23年度は東日本大震災の影響もあってか減少したものの、平成24年度には増加に転じたが、平成25年度以降は減少し、平成27年度は前年度に比べ148人の減となった。一方、警察官採用試験応募者総数についても、平成21年度の受験上限年齢引き上げを受けて応募者総数の増加傾向が見られていたが、平成23年度から減少傾向が続き、平成27年度は前年度に比べ181人の減となった。

また、平成26年度に宮城県では初めて実施した民間企業職務経験者（土木職）を対象とした採用試験については、前年度に比べ39人減の65人の応募があった。

なお、定例試験においては、電子申請による申込みサービスを実施（大学、短期大学、高等学校卒業程度試験は平成17年度から、警察官A及び警察官B採用試験は平成18年度から実施。）しているが、サービス開始以降、電子申請の利用者の割合は増加傾向にあり、平成27年度においては、職員採用試験の応募者の67.4%、警察官採用試験の応募者の39.0%が電子申請による応募となっている。

○ 大学卒業程度試験

定例試験で実施した職種は、事務系が行政の1職種、技術系が総合土木等12職種、計13職種であり、申込者数1,231人、受験者数944人となり、前年度に比べて申込者数では9.4%下回り、受験者数は6.1%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、受験者の95.5%、最終合格者の96.9%が大学卒業以上の学歴を有する者で占められている。

○ 短期大学卒業程度試験

実施した職種は、事務系が学校事務及び警察事務の2職種、技術系が建築等3職種、計5職種で、申込者数が313人、受験者数が220人となり、前年度に比べて申込者数では0.6%

下回り、受験者数は6.4%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、大学卒業以上の学歴を有する者の割合は、それぞれ83.1%、84.8%であった。

○ 高等学校卒業程度試験

実施した職種は、事務系が事務1職種、技術系が総合土木等3職種、計4職種であり、申込者数は506人、受験者数は464人となり、前年度に比べて申込者数は3.6%下回り、受験者数は2.7%下回った。

受験者及び最終合格者の学歴別構成をみると、短期大学卒業者の割合はそれぞれ2.2%、1.3%であった。

○ 警察官試験

実施した職種は、警察官A(男性/一般)〔大学卒業者の男子〕、警察官A(男性/武道指導)〔大学卒業者の男子で柔道又は剣道の段位取得者〕、警察官A(女性)〔大学卒業者の女子〕、警察官B(男性)〔警察官A以外の男子〕及び、警察官B(女性)〔警察官A以外の女子〕の5職種であり、申込者数は1,177人、受験者数は1,006人となり、前年度に比べてそれぞれ13.3%、10.5%下回った。

○ 民間企業等職務経験者採用試験

平成26年度から実施している民間企業職務経験者(土木職)を対象とした採用試験では、申込者数は65人、受験者数は57人となり、前年度に比べてそれぞれ37.5%、36.7%下回った。

ロ 選 考

職員の採用に当たっては、競争試験によるべきことが原則であるが、能力の実証を得ることができる医師等の規則別表第2に定める職については、選考によることが認められている。

選考に当たっても、医師等の特殊な職を除いては、任命権者の依頼に基づき、競争試験に準じた試験(選考考査)を実施し、優秀な人材の確保に努めている。平成27年度の選考考査の実施状況は第4表のとおりで、昨年度に引き続き東日本大震災からの復旧・復興に対応するために任期付職員採用選考考査を実施し、獣医師等21職種、受考者213人に対し60人の適格者を決定しており、前年度に比べて受考者数では15.5%下回り、適格者数では25.0%下回った。

また、規則第30条による採用(転任を含む。)選考承認状況は、第5表のとおりである。

ハ 職員採用の状況

平成27年度の職員の採用者数は第6表のとおり477人であり、このうち387人(81.1%)が競争試験による採用であり、90人(18.9%)が選考による採用である。

(2) 昇 任

職員の昇任については、不特定多数の競争というより、特定の者の特定の職についての能力の実証という要素が強いこと等の理由から、すべて選考によることとなっている(規則第28条第2項)。

任命権者の請求に基づく本委員会における平成27年度昇任選考実施状況は第7表のとおりであり、被選考者総数191人のうち、一般職員等が165人(86.4%)、警察官が26人(13.6%)となっている。

なお、課長補佐(警部)以下の職に係る昇任等については、選考の権限を、原則として、各任命権者に委任している(規則第41条第1項)。

第1表 平成27年度職員採用試験（定例試験）の概要

項目 試験の種類	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
				試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
大学卒業程度	行政 55人程度 総合土木 30人程度 建築 5人程度 農業 5人程度 水産 5人程度 林業 5人程度 畜産 3人程度 園芸 5人程度 農芸化学 3人程度 心理 1人程度 保健師 10人程度 警察保健師 1人程度 薬剤師 5人程度	「保健師、警察保健師及び薬剤師以外の職種」 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者〔22歳～35歳〕 「保健師、警察保健師」 昭和55年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者〔21歳～35歳〕 「薬剤師」 昭和55年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者〔24歳～35歳〕	5月15日（金）～ 6月5日（金）	第一次	6月28日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市 東京都	7月9日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分（「保健師」、「警察保健師」及び「薬剤師」を除く。）			
				第二次	7月24日（金）	その1	論文試験	時間 120分（「行政」、「保健師」、「警察保健師」及び「薬剤師」に限る。）	仙台市	8月21日（金）
							専門試験	短答式 時間 120分（「行政」、「保健師」、「警察保健師」及び「薬剤師」を除く。）		
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
				第三次	7月27日（月）～ 8月5日（水）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市	
身体検査	職務を行うのに必要な身体についての検査（少年警察補導員のみ）									
資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査								
短期大学 卒業程度	学校事務 20人程度 警察事務 15人程度 建築 2人程度 機械 5人程度 電気 2人程度	平成3年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者〔20歳～24歳〕	8月14日（金）～ 9月4日（金）	第一次	9月27日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分	仙台市	10月8日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 120分			
				第二次	10月26日（月）	その1	論文試験	時間 80分	仙台市	11月19日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
				第三次	11月2日（月）～ 11月5日（木）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接及び集団討論）	仙台市	
							資格調査			受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査
高等学校 卒業程度	事務（一般事務） 45人程度 （学校事務） 25人程度 （警察事務） 15人程度 （警務事務） 5人程度 総合土木 10人程度 水産 2人程度 林業 2人程度	平成6年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者〔18歳～21歳〕	8月14日（金）～ 9月4日（金）	第一次	9月27日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分	仙台市	10月8日（木）	
						専門試験	択一式 40題 時間 100分（「総合土木」に限る。） 短答式 10題 時間 100分（「水産」及び「林業」に限る。）			
				第二次	10月26日（月）	その1	作文試験	時間 60分	仙台市	11月19日（木）
							適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		
				第三次	10月28日（水）～ 10月30日（金）	その2	人物試験	公務員としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）	仙台市	
							資格調査			受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査
※事務については、第3志望まで選択できる。										

試験の種類	項目	試験の職種及び採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験				合格発表		
					試験の実施時期	試験の種目	内 容 等	試験地			
警 察 官 A	警察官 A (男性/一般) 70人程度 警察官 A (男性/武道指導) 5人程度 警察官 A (女性) 15人程度	昭和57年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成28年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者〔～33歳〕	5月22日（金）～ 6月19日（金）	第一次	7月12日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 150分		仙台市	7月22日（水）	
						実技試験	武道（柔道又は剣道）についての実技試験（警察官 A（男性/武道指導）に限る。）				
						論文試験	時間 80分 （第2次試験として評価）				
				第二次	8月6日（木） 8月10日（月）～ 8月12日（水）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		仙台市	8月28日（金）
身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査										
第二次	8月10日（月）～ 8月12日（水）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）		仙台市					
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査							
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官 A（男性/一般）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて25人の採用が別に予定されている。						資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			
警 察 官 B	警察官 B (男性) 50人程度 警察官 B (女性) 10人程度 （「警察官 A」以外の者）	昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成28年3月31日までに卒業する見込みの者及びこれらと同等以上の経歴を有すると認められる者を除く。〔18歳～33歳〕	7月31日（金）～ 8月28日（金）	第一次	9月20日（日）	教養試験	択一式 50題 時間 120分		仙台市	10月1日（木）	
						作文試験	時間 60分 （第2次試験として評価）				
				第二次	10月13日（火） 10月14日（水）～ 10月16日（金）	その1	適性検査	職務を行うのに必要な適性についての検査		仙台市	11月20日（金）
							身体検査	胸部疾患、伝染性疾患等についての医学的検査及び警察官としての職務を行うのに必要な身体についての検査			
第二次	10月14日（水）～ 10月16日（金）	その2	人物試験	警察官としての適格性についての人物面からの試験（個別面接）		仙台市					
			体力検査	警察官としての職務を行うのに必要な体力を有するか否かについての検査及び四肢・関節機能等についての検査							
※ 埼玉、千葉、神奈川、静岡各県及び警視庁（東京都）の警察官 B（男性）の採用試験が共同で実施され、5都県合わせて20人の採用が別に予定されている。						資格調査		受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等についての調査			

- (注) 1 受験資格の欄の年齢は、平成28年4月1日現在の満年齢である。
2 大学卒業程度試験の「保健師」、「警察保健師」にあつては、保健師の資格取得者又は平成28年4月30日までに取得見込みの者に限る。
3 「」 「薬剤師」にあつては、薬剤師の資格取得者又は平成28年4月30日までに取得見込みの者に限る。
4 「警察官 A（男性/武道指導）」にあつては、柔道3段（大学卒業見込みの者に限り2段を含む。）以上あるいは剣道4段（大学卒業見込みの者に限り3段を含む。）以上に限る。

第2表 職員採用試験実施状況

(1) 定例試験

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
事	行政	26	1,030 人	750 人	72.8 %	190 人	168 人	82 人	9.1 倍	71 人	11 人
		27	903	679	75.2	164	153	70	9.7	60	10
務	少年警察 補導員	26	29	27	93.1	10	7	5	5.4	5	0
		27	-	-	-	-	-	-	-	-	-
系	小計	26	1,059	777	73.4	200	175	87	8.9	76	11
		27	903	679	75.2	164	153	70	9.7	60	10
大	総合土木	26	97	73	75.3	49	44	16	4.6	14	2
		27	98	76	77.6	48	44	23	3.3	21	2
学	建築	26	27	17	63.0	5	5	3	5.7	3	0
		27	27	21	77.8	13	12	4	5.3	4	0
技	農業	26	32	25	78.1	9	9	2	12.5	2	0
		27	29	20	69.0	15	14	1	20.0	1	0
卒	水産	26	16	12	75.0	6	6	2	6.0	2	0
		27	25	20	80.0	9	9	3	6.7	3	0
業	林業	26	27	24	88.9	14	13	7	3.4	6	1
		27	13	10	76.9	6	6	4	2.5	3	1
術	畜産	26	15	9	60.0	6	6	2	4.5	2	0
		27	17	13	76.5	9	9	3	4.3	1	2
程	園芸	26	18	15	83.3	9	9	5	3.0	5	0
		27	22	19	86.4	12	12	4	4.8	4	0
度	農芸化学	26	15	11	73.3	3	3	1	11.0	1	0
		27	24	18	75.0	9	8	3	6.0	3	0
系	心理	26	16	12	75.0	4	3	2	6.0	2	0
		27	19	16	84.2	4	4	1	16.0	0	1
小	保健師	26	20	16	80.0	13	11	5	3.2	4	1
		27	28	26	92.9	22	19	8	3.3	6	2
計	警保健師	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		27	11	11	100.0	4	4	1	11.0	1	0
小	薬剤師	26	16	14	87.5	9	9	3	4.7	1	2
		27	15	15	100.0	15	14	4	3.8	4	0
合	小計	26	299	228	76.3	127	118	48	4.8	42	6
		27	328	265	80.8	166	155	59	4.5	51	8
計	合計	26	1,358	1,005	74.0	327	293	135	7.4	118	17
		27	1,231	944	76.7	330	308	129	7.3	111	18

試験区分		年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
				受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
短期大学卒業程度	事務系	学校事務	26 162 人	117 人	72.2 %	29 人	25 人	12 人	9.8 倍	8 人	4 人	
			27 192	137	71.4	48	42	17	8.1	12	5	
	警察事務		26 138	105	76.1	37	31	13	8.1	13	0	
			27 103	69	67.0	26	21	10	6.9	7	3	
	小計		26 300	222	74.0	66	56	25	8.9	21	4	
			27 295	206	69.8	74	63	27	7.6	19	8	
	技術系	建築		26 4	3	75.0	1	1	1	3.0	1	0
				27 4	3	75.0	3	3	2	1.5	2	0
		機械		26 8	7	87.5	6	6	2	3.5	2	0
				27 9	7	77.8	3	3	3	2.3	2	1
		電気		26 3	3	100.0	3	3	1	3.0	1	0
				27 5	4	80.0	2	2	1	4.0	1	0
	小計		26 15	13	86.7	10	10	4	3.3	4	0	
			27 18	14	77.8	8	8	6	2.3	5	1	
	合計		26 315	235	74.6	76	66	29	8.1	25	4	
			27 313	220	70.3	82	71	33	6.7	24	9	
	高等学校卒業程度	事務系	事務	26 497	450	90.5	155	149	65	6.9	42	23
				27 469	427	91.0	153	145	60	7.1	35	25
内務		一般事務		26 349	312	89.4	113	107	42(2)	-	25	17
				27 289	264	91.3	103	97	33(0)	-	19	14
		学校事務		26 79	74	93.7	29	29	12(0)	-	9	3
				27 124	113	91.1	36	34	23(7)	-	14	9
警察		事務		26 69	64	92.8	13	13	11(5)	-	8	3
				27 56	50	89.3	14	14	4(0)	-	2	2
小計			26 497	450	90.5	155	149	65	6.9	42	23	
			27 469	427	91.0	153	145	60	7.1	35	25	
技術系		総合土木		26 24	23	95.8	12	12	9	2.6	5	4
				27 27	27	100.0	22	21	10	2.7	5	5
		水産		26 1	1	100.0	1	1	1	1.0	1	0
				27 5	5	100.0	5	5	3	1.7	3	0
		林業		26 3	3	100.0	2	2	2	1.5	2	0
				27 5	5	100.0	3	3	2	2.5	1	1
小計			26 28	27	96.4	15	15	12	2.3	8	4	
			27 37	37	100.0	30	29	15	2.5	9	6	
合計		26 525	477	90.9	170	164	77	6.2	50	27		
		27 506	464	91.7	183	174	75	6.2	44	31		

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
警察官	警察官 A (男性/一般)	26	703 人	553 人	78.7 %	328 人	291 人	116 人	4.8 倍	88 人	28 人
		27	566	470	83.0	279	255	93	5.1	77	16
	警察官 A (男性/武道指導)	26	10	8	80.0	4	4	4	2.0	2	2
		27	8	7	87.5	4	4	4	1.8	4	0
	警察官 B (男性)	26	397	351	88.4	214	208	83	4.2	76	7
		27	369	329	89.2	190	180	55	6.0	48	7
	警察官 A (女性)	26	165	133	80.6	77	66	29	4.6	20	9
		27	144	116	80.6	59	50	22	5.3	13	9
	警察官 B (女性)	26	83	79	95.2	40	38	12	6.6	12	0
		27	90	84	93.3	42	39	14	6.0	11	3
	合計	26	1,358	1,124	82.8	663	607	244	4.6	198	46
		27	1,177	1,006	85.5	574	528	188	5.4	153	35
	総計	26	3,556	2,841	79.9	1,236	1,130	485	5.9	391	94
		27	3,227	2,634	81.6	1,169	1,081	425	6.2	332	93

注) 高等学校卒業程度の第二次試験「合格者数」欄の()内の数字は、第2志望、第3志望での合格者の内書である。

(2) 民間企業等職務経験者採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果		
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等	
大卒程度 (職務経験者)	土木	26	104 人	90 人	86.5 %	24 人	23 人	9 人	10.0 倍	7 人	2 人
		27	65	57	87.7	11	11	7	8.1	7	0

(3) 任期付職員採用試験

試験区分	年度	申込者数 A	第一次試験			第二次試験		競争率 B/C	選択結果	
			受験者数 B	受験率 B/A	合格者数	受験者数	合格者数 C		採用	辞退等
任期付職員 (一般事務)	27	421 人	332 人				70 人	4.7 倍	55 人	15 人

第3表 職員採用試験（定例試験）受験申込者等の推移（平成18年度以降）

年 度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大 学 卒 業 程 度	(人)	(970)	(889)	(1,024)	(1,075)	(1,201)	(1,099)	(1,188)	(1,086)	(1,059)	(903)
	申込者数	1,405	1,258	1,395	1,446	1,691	1,528	1,771	1,508	1,358	1,231
	(人)	(753)	(664)	(736)	(751)	(873)	(754)	(862)	(778)	(777)	(679)
	受験者数	1,102	946	1,024	1,029	1,240	1,055	1,285	1,089	1,005	944
	(人)	(25)	(32)	(35)	(57)	(68)	(75)	(106)	(60)	(87)	(70)
合格者数	56	62	69	98	134	131	214	149	135	129	
(倍)	(30.1)	(20.8)	(21.0)	(13.2)	(12.8)	(10.1)	(8.1)	(13.0)	(8.9)	(9.7)	
競争率	19.7	15.3	14.8	10.5	9.3	8.1	6.0	7.3	7.4	7.3	
(人)	(23)	(28)	(31)	(52)	(54)	(63)	(86)	(43)	(76)	(60)	
採用者数	53	54	63	90	117	113	183	116	118	111	
短 期 大 学 卒 業 程 度	(人)	(502)	(400)	(384)	(590)	(622)	(462)	(528)	(462)	(300)	(295)
	申込者数	584	418	391	664	691	519	580	473	315	313
	(人)	(385)	(296)	(283)	(438)	(493)	(367)	(366)	(336)	(222)	(206)
	受験者数	455	312	287	503	547	415	409	344	235	220
	(人)	(20)	(17)	(18)	(26)	(32)	(45)	(38)	(21)	(25)	(27)
合格者数	26	18	19	34	38	49	52	24	29	33	
(倍)	(19.3)	(17.4)	(15.7)	(16.8)	(15.4)	(8.2)	(9.6)	(16.0)	(8.9)	(7.6)	
競争率	17.5	17.3	15.1	14.8	14.4	8.5	7.9	14.3	8.1	6.7	
(人)	(17)	(15)	(14)	(23)	(29)	(37)	(32)	(18)	(21)	(19)	
採用者数	23	16	15	31	35	41	46	20	25	24	
高 等 学 校 卒 業 程 度	(人)	(571)	(415)	(428)	(454)	(489)	(447)	(590)	(524)	(497)	(469)
	申込者数	577	421	436	475	516	469	629	561	525	506
	(人)	(511)	(361)	(372)	(386)	(425)	(392)	(511)	(470)	(450)	(427)
	受験者数	517	367	379	407	450	413	548	507	477	464
	(人)	(28)	(28)	(33)	(50)	(65)	(86)	(98)	(45)	(65)	(60)
合格者数	30	30	33	54	71	91	113	60	77	75	
(倍)	(18.3)	(12.9)	(11.3)	(7.7)	(6.5)	(4.6)	(5.2)	(10.4)	(6.9)	(7.1)	
競争率	17.2	12.2	11.5	7.5	6.3	4.5	4.8	8.5	6.2	6.2	
(人)	(23)	(22)	(25)	(30)	(42)	(69)	(82)	(35)	(42)	(35)	
採用者数	25	24	25	33	46	73	96	48	50	44	
小 計	(人)	(2,043)	(1,704)	(1,836)	(2,119)	(2,312)	(2,008)	(2,306)	(2,072)	(1,856)	(1,667)
	申込者数	2,566	2,097	2,222	2,585	2,898	2,516	2,980	2,542	2,198	2,050
	(人)	(1,649)	(1,321)	(1,391)	(1,575)	(1,791)	(1,513)	(1,739)	(1,584)	(1,449)	(1,312)
	受験者数	2,074	1,625	1,690	1,939	2,237	1,883	2,242	1,940	1,717	1,628
	(人)	(73)	(77)	(86)	(133)	(165)	(206)	(242)	(126)	(177)	(157)
合格者数	112	110	121	186	243	271	379	233	241	237	
(倍)	(22.6)	(17.2)	(16.2)	(11.8)	(10.9)	(7.3)	(7.2)	(12.6)	(8.2)	(8.4)	
競争率	18.5	14.8	14.0	10.4	9.2	6.9	5.9	8.3	7.1	6.9	
(人)	(63)	(65)	(70)	(105)	(125)	(169)	(200)	(96)	(139)	(114)	
採用者数	101	94	103	154	198	227	325	184	193	179	

事 項		年 度									
		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
警 察 官	(人) 申 込 者 数	2,380	2,096	1,685	2,303	2,411	2,097	1,916	1,584	1,358	1,177
	(人) 受 験 者 数	1,986	1,723	1,373	1,921	2,036	1,716	1,577	1,343	1,124	1,006
	(人) 合 格 者 数	258	252	196	185	191	199	267	214	244	188
	(倍) 競 争 率	7.7	6.8	7.0	10.4	10.7	8.6	5.9	6.3	4.6	5.4
	(人) 採 用 者 数	210	196	155	145	156	150	215	172	198	153
合 計	(人) 申 込 者 数	4,946	4,193	3,907	4,888	5,309	4,613	4,896	4,126	3,556	3,227
	(人) 受 験 者 数	4,060	3,348	3,063	3,860	4,273	3,599	3,819	3,283	2,841	2,634
	(人) 合 格 者 数	370	362	317	371	434	470	646	447	485	425
	(倍) 競 争 率	11.0	9.2	9.7	10.4	9.8	7.7	5.9	7.3	5.9	6.2
	(人) 採 用 者 数	(63) 311	(65) 290	(70) 258	(105) 299	(125) 354	(169) 377	(200) 540	(96) 356	(139) 391	(114) 332

注) () 内の数字は、事務系職種のもので内書である。

第4表 平成27年度職員採用選考考査実施状況

区 分	申込者数	受考者数 A	適格者数 B	競争率 A/B	実施年月日
獣 医 師 (第 1 回)	7	7	5	1.4	27. 6. 28 (一次) 27. 7. 22~23 (二次)
福 祉 総 合	13	10	1	10.0	27. 6. 28 (一次) 27. 7. 22 (二次)
研 究 員 (食 品 科 学 系)	14	12	1	12.0	27. 6. 28 (一次) 27. 7. 22~23 (二次)
研 究 員 (電 気 電 子 系)	7	6	1	6.0	27. 6. 28 (一次) 27. 7. 22~23 (二次)
研 究 員 (機 械 系)	11	10	1	10.0	27. 6. 28 (一次) 27. 7. 22~23 (二次)
学 芸 員 (美 術)	14	13	1	13.0	27. 6. 28 (一次) 27. 7. 22 (二次)
学 芸 員 (歴 史)	33	30	1	30.0	27. 6. 28 (一次) 27. 7. 22 (二次)
サ イ バ ー 捜 査 官	9	9	0	-	27. 7. 12 (一次) - (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (法 医 部 門 研 究 員)	12	9	1	9.0	27. 7. 12 (一次) 27. 7. 22 (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (化 学 部 門 研 究 員)	8	7	1	7.0	27. 7. 12 (一次) 27. 7. 22 (二次)
犯 罪 鑑 識 技 術 員 (心 理 部 門 研 究 員)	19	16	1	16.0	27. 7. 12 (一次) 27. 7. 22 (二次)
獣 医 師 (第 2 回)	6	6	4	1.5	27. 9. 27 (一次) 27. 10. 21 (二次)
児 童 自 立 支 援 専 門 員	3	3	2	1.5	27. 9. 27 (一次) 27. 10. 21 (二次)
埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員	13	11	2	5.5	27. 9. 27 (一次) 27. 10. 21 (二次)
海 技 従 事 者 (航 海 士)	0	-	-	-	- (一次) - (二次)
自 動 車 整 備 士	3	3	1	3.0	27. 9. 27 (一次) 27. 10. 21 (二次)
警 察 用 船 舶 職 員 (航 海 士)	1	1	0	-	27. 9. 27 (一次) - (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (一 般 事 務 / 大 学 卒 業 程 度)	2	2	2	1.0	27. 12. 9 (一次) 28. 1. 7 (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (学 校 事 務 ・ 警 察 事 務 / 短 期 大 学 卒 業 程 度)	2	2	0	-	27. 12. 9 (一次) - (二次)
身 体 障 害 者 特 別 (一 般 事 務 ・ 学 校 事 務 / 高 等 学 校 卒 業 程 度)	5	4	0	-	27. 12. 9 (一次) 28. 1. 7 (二次)
(特 定 業 務 等 従 事) 一 般 職 任 期 付 職 員 (土 木)	51	45	29	1.6	27. 7. 12 (一次) 27. 8. 8, 8. 22 (二次)
(特 定 業 務 等 従 事) 一 般 職 任 期 付 職 員 (保 健 師)	7	7	6	1.2	書 類 選 考 (一次) 27. 8. 8, 8. 22 (二次)
計	240	213	60	3.6	

第5表 平成27年度採用・転任選考承認状況（1）

区分	任命権者 職種又は職名	知事	教育	警察	企業	その他	計
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
採用	獣 医 師	5					5
	児 童 自 立 支 援 専 門 員	1					1
	福 祉 総 合	1					1
	研 究 員（食 品 科 学 系）	1					1
	研 究 員（電 気 電 子 系）	1					1
	医 師	6					6
	埋 蔵 文 化 財 担 当 技 術 職 員		2				2
	学 芸 員（美 術）		1				1
	学 芸 員（歴 史）		1				1
	犯 罪 鑑 識 技 術 員（法 医 部 門 研 究 員）			1			1
	犯 罪 鑑 識 技 術 員（化 学 部 門 研 究 員）			1			1
	犯 罪 鑑 識 技 術 員（心 理 部 門 研 究 員）			1			1
	自 動 車 整 備 士			1			1
	事 務（身 体 障 害 者）	2					2
小 計		17	4	4	0	0	25
採用	部 長 級			1			1
	次 長 級	1					1
	課 長 級	2	4	5			11
	補 佐 級		2				2
	係 長（主 任 主 査）級	1		7			8
	主 事・技 師 級		2	12			14
小 計		4	8	25	0	0	37
転任	部 長 級						0
	次 長 級		1				1
	課 長 級	2	9				11
	補 佐 級	2	10				12
	係 長（主 任 主 査）級	6	9				15
	主 事・技 師 級		1				1
	小 計	10	30	0	0	0	40
計		31	42	29	0	0	102

第5表 平成27年度採用・転任選考承認状況（2）

区 分	職種又は職名	任命権者					計 (人)
		知事 (人)	教育 (人)	警察 (人)	企業 (人)	その他 (人)	
採 用	任 期 付 職 員	保 健 師	5				5
		土 木	23				23
	合 計	28	0	0	0	0	28

第6表 平成27年度職員採用状況（27.4.1～28.3.31）

区 分		26年度 競争 試験 合格 者	採 用 者	全 者 採 用 に る 合 計	採 用 者 の 任 命 権 者 別 内 訳						
					知 事	教 育			警 察	企 業	そ の 他
						教 育 庁 立 学 校	小 学 校	中 校			
競 争 試 験	事 務 系	大卒程度	人 87	人 76 (4)	% 15.9	人 71 (4)	人	人	人 5	人	人
		短大卒程度	25	21	4.4		8		13		
		高卒程度	65	42	8.8	25	9		8		
		小 計	177	139 (4)	29.1	96 (4)	17		26		
	技 術 系	大卒程度	48	42 (1)	8.8	42 (1)					
		短大卒程度	4	4	0.8	4					
		高卒程度	12	8	1.7	8					
		小 計	64	54 (1)	11.3	54 (1)					
	警 察 官		244	187 (23)	39.2				187 (23)		
	大 卒 程 度 (職務経験者)		9	7	1.5	7					
合 計		494	387 (28)	81.1	157 (5)	17		213 (23)			
選 考	書 類 選 考	事 務 系		10	2.1	4	4	1	1		
		技 術 系		3	0.6	2	1				
		警 察 官		22	4.6				22		
		小 計		35	7.3	6	5 0	1	23		
	考 査 選 考	事 務 系		4	0.8	3			1		
		技 術 系		46	9.6	42	4				
		警 察 官		5	1.0				5		
		小 計		55	11.5	45	4		6		
	合 計		0	90	18.9	51	9	1	29		
	総 計		494 0	477 (28)	100	208 (5)	26 0	1	242 (23)		

※（ ）内は平成27年度採用試験合格者のうち、平成27年度中に採用された者の数で、内数である。

第7表 平成27年度昇任選考実施状況

任命権者		知事部局	教育委員会	警察	企業	その他	計
職位又は階級		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
一般職員等	部長級	6	2				8
	次長級	31	6		1	1	39
	課長級	106	6	3	1	2	118
	小計	143	14	3	2	3	165
警察官	部長級			6			6
	警視			20			20
	小計			26			26
計		143	14	29	2	3	191

2 職員の給与等に関する報告及び給与に関する勧告

1 給 与

(1) 改定方針

本年の職種別民間給与実態調査の結果、県内の民間事業所においては、給与のベースアップの実施や定期昇給で増額した事業所の割合が昨年と比べてそれぞれ増加するなど、景気の緩やかな回復傾向を受けて、昨年に続き、賃金改善の傾向が見られる。また、初任給については、昨年に比べて、増額した事業所が、大学卒・高校卒ともに増加している。

一方、職員の給与は、平成 19 年 4 月から実施してきた給与構造改革における経過措置の廃止、本年 4 月から実施している給与制度の総合的見直しによる給料表水準の引下げ等により、平均給与月額は減少が続いている。

こうした中、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、月例給について本年 4 月における職員給与水準と民間給与水準の精密な比較を行ったところ、職員給与が民間給与を下回っており、また、特別給についても、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間平均支給割合（月数）を下回っていることが明らかになった。

本委員会では、こうした状況を受け、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）に規定する給与決定の原則に基づき、職員給与と民間給与の実態、生計費等の状況、本年の人事院勧告の内容等を勘案し検討した結果、月例給については、職員給与と民間給与との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。また、特別給についても、民間との較差に見合う引上げを行うことが適当と判断した。

医師の給与については、人材確保の観点から、人事院勧告に準じ、初任給調整手当の引上げを行うこととした。

また、近年、家畜の保健衛生、畜産振興、食品の安全衛生や動物愛護など、公務において獣医師の果たす役割がより重要となっている中、本県においては、その採用が困難な状況が続いており、継続的かつ安定的に人材を確保する必要があることから、他の都道府県の状況も考慮し、獣医師に対して、新たに初任給調整手当を支給することとした。

地域手当については、1 級地（東京都千代田区）、2 級地（大阪市）、3 級地（名古屋市）及び医師に係る地域手当の特例措置の支給割合について、人事院報告に準じて引上げを行うこととし、それ以外の地域については、今後の勤務地別の職員構成や平均年齢の変化等に伴う給与水準等を考慮しながら、それぞれの地域の支給割合について、引き続き検討する。

単身赴任手当の基礎額については、本県の民間の支給状況や職員の負担を考慮し、引上げを行うことが適当と判断した。

原則 55 歳を超える職員の昇給号俸数を抑制するための昇給制度の改正については、昨年 10 月の本委員会報告において、本年 4 月から実施している給与制度の総合的見直しによる給料表の引下げ改定の状況、職員の構成、公務と民間との給与水準等に注視しつつ、検討することが必要であるとして、改正を見送ったところである。

本年 4 月時点における 50 歳台後半層における公務と民間の給与差については、給与構造改革に伴う経過措置が本年 3 月末で廃止されたこと等により、一定の改善が見られたところである。

一方で、昇給制度の見直しについて、国においては平成 26 年 1 月 1 日から実施しており、他の都道府県においても 3 分の 2 以上の団体が実施している状況にあることから、今後の本県の 50 歳台後半層における公務と民間の給与差の状況及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行っていくこととする。

(2) 改定すべき事項

上記の改定方針を実現するため、次のとおり所要の改正を行うこととした。

イ 給料表

これまで本県においては、人事院勧告で示された俸給表に準じて給料表の改定を行い、手当を含め民間給与水準との均衡を図ることを基本としてきたところである。

しかしながら、本年の公民較差において、国は、俸給の改定のほか、較差の多くを地域手当の引上げにより解消するのに対し、本県では、国における給与制度の総合的見直しにおいて、県外地域等を除き、ほとんどの県内地域で地域手当の支給割合が改定されなかったことから、国に準じた給料表及び県外地域等に係る地域手当の改定、さらには、単身赴任手当（基礎額）の遡及改定を行っても、約 6 割の較差の解消に止まり、約 4 割が解消されない状況となる。

他方、総務省主催の有識者による「地方公務員の給料表等に関する専門家会合」のとりまとめ（平成 22 年 2 月）によれば、「全体の公民較差を算出し、諸手当について国家公務員との均衡に留意して所要の改定を行う（又は行わない）こととした上、残る較差を解消するため、国の俸給表構造を基本とした上で、一定の調整を行う手法が合理的と考えられる」との考え方が示されている。

本委員会としては、このような状況について慎重に検討した結果、上記専門家会合のとりまとめにおける検討結果を踏まえつつ、地域における民間給与水準を適切に反映させる観点に立ち、他の都道府県の対応状況等をも考慮し、行政職給料表については、本年の人事院勧告の内容に準じた上で、給料表の各号俸の額に一定の率（100 分の 100.62）を乗じる、いわゆる水準調整を行うことを基本に、給料月額を定めることが適当と判断した。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じて改定を行う。

また、行政職以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、所要の改定を行うものとする。

これらの給料表の改定は、本年 4 月に遡って実施する。

ロ 期末手当・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を 0.20 月分引き上げ、年間の支給月数を 4.20 月とし、引上げ月数分は、勤勉手当に配分することとする。今年度については、12 月期の勤勉手当を引き上げ、平成 28 年度以降においては、6 月期及び 12 月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当の支給月数については 0.10 月分、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当の支給月数については 0.15 月分を引き上げることとする。

ハ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて、本年4月に遡って、最高支給限度額の引き上げを行う。

また、獣医師に対して、次のとおり初任給調整手当を支給することとし、平成28年4月1日から実施する。

(イ) 支給期間：採用の日から15年以内（採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに額を減じて支給）

(ロ) 最高支給限度額：月額35,000円

ニ 地域手当

地域手当については、1級地（東京都千代田区）、2級地（大阪市）、3級地（名古屋市）及び医師に係る地域手当の特例措置の支給割合について、人事院報告に準じて引き上げを行うこととし、平成27年4月1日に遡って実施する。

1級地（東京都千代田区） 18.5%

2級地（大阪市） 15.5%

3級地（名古屋市） 14%

医師に係る地域手当の特例措置 15.5%

ホ 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額について、人事院報告では、平成28年4月1日から、手当額を4,000円引き上げて、30,000円とすることとしているが、本県は、本年4月に遡って当該改定を実施する。

(3) その他の課題

イ 配偶者に係る扶養手当

配偶者に係る扶養手当については、人事院報告において「民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討を行っていく」とされたことから、今後も国及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行う。

ロ 再任用職員の給与

再任用職員の給与については、人事院報告において「民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえ、引き続き、その在り方について必要な検討を行っていく」とされたことから、今後も国及び他の都道府県の動向に留意し、必要な検討を行う。

(4) 給与制度の総合的見直し

イ 給与制度の総合的見直しの概要

国においては、国家公務員給与における諸課題に対応するため、地域間の給与配分、世代間の給与配分及び職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しを内容とする給与制度の総合的見直しを本年4月から実施しており、本県においても、国家公務員給与との均衡を図る必要があること、50歳台後半層の職員の給与水準に関する課題に対応する必要があることなどを総合的に勘案し、本年4月から平成30年4月1日までの間、国に準じて、給与制度の総合的

見直しを段階的に実施していくこととしている。

本年は、4月から実施している諸手当の改定に加え、国における改定状況及び本県の実情を踏まえ、国に準じて地域手当の支給割合の改定を行うとともに、民間給与との均衡を考慮し、単身赴任手当の基礎額を改定することとした。

ロ 諸手当の改定

(イ) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日における1級地（東京都千代田区）、2級地（大阪市）、3級地（名古屋市）及び医師に係る地域手当の特例措置の支給割合については、人事院報告に準じて引上げを行うこととする。

1級地（東京都千代田区） 20%

2級地（大阪市） 16%

3級地（名古屋市） 15%

医師に係る地域手当の特例措置 16%

(ロ) 単身赴任手当の支給額の改定

単身赴任手当の加算額の限度については、人事院報告に準じ、平成28年4月1日から、12,000円引き上げ、70,000円とする。

2 人事管理

(1) 東日本大震災からの復興及び将来を見据えた人事運営

県内全域に甚大な被害をもたらした東日本大震災から4年半が経過した。今年度は計画期間を10年間とする宮城県震災復興計画の5年目という折り返しの時期に当たり、今後、「創造的な復興」を一段と加速していくことが期待されている。このような情勢の下、復興を迅速かつ着実に進めていくためには、業務量の増大や行政ニーズの多様化に対応する人員の確保に向けた柔軟な取組と、職員一人ひとりの能力や意欲を十分に引き出し、効率的で質の高い行政を行っていくことが求められる。

本県では他の自治体等から職員の派遣を受けるとともに、独自に任期付職員を採用するなどにより、復興業務に対応してきているところであるが、一日でも早く復興を成し遂げるため、今後も引き続き必要な人員の確保に向けて、復興業務に従事する任期付職員を国において一括して採用し派遣する制度の導入や、県内自治体による被災市町への人的支援の連携強化など、様々な取組を促進していく必要がある。

また、復興のために採用した任期付職員を含めた新規採用職員については、研修などによる能力開発の充実を図るとともに、その能力を十分に発揮できるよう柔軟で機動的な組織の運営及び人員配置に努める必要がある。

さらに、業務経験の豊富な職員が多く退職していく状況が今後も続くことなどから、業務ノウハウの継承といった視点に配慮した人材の育成に取り組んでいくことも重要である。加えて、年齢や経験年数といった職員構成に偏りが生じることも懸念されることから、昇任管理等を含めた将来の人事管理について、長期的な視点で検討を重ねていく必要がある。

(2) 有為な人材の確保と女性職員の登用の拡大

県政運営に当たっては、数多くの様々な課題があり、その解決及び更なる県勢の発展のためには、県民の思いや市町村の意向を受け止め、揺るぎない信念と情熱を持ち、あらゆる困難を突破する前向きな行動力を持った有為な人材を確保することが必要である。

職員の採用に当たっては、首都圏からの優秀な人材の確保を目的として、今年度の職員採用試験（大学卒業程度）及びあらかじめ選考考査（前期）において、第1次試験（考査）の東京での実施を9年ぶりに再開し、東京会場の申込者数が200人を超えるなど一定の効果が得られた。

一方、本県においては、獣医師等技術系の職種について、必要人員の確保が難しい状況が続いている。

このような状況を踏まえて、獣医師については、養成機関が多く立地する東京での実施を含めて年2回の選考考査を実施し、選考機会を増やすことにより、応募者の確保に努めている。また、土木職については、昨年度から民間企業等での職務経験者を対象とした採用試験を実施し、従来以上に幅広く、有為な人材の確保に努めてきているところである。

これらの職種については、今後も採用が困難な状況が続くものと見込まれることから、獣医学部生を対象としたインターンシップや首都圏の土木系大学での採用説明会をより充実させるなど、任命権者との協力の下、一層効果的な応募者確保対策を講じていくことが必要である。

障害者の雇用については、毎年度、身体障害者を対象とした採用選考考査を実施し、雇用の促進に努めてきているところであるが、平成25年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられたこと、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）において、合理的配慮の提供義務等が規定されたことなども踏まえ、各任命権者においては、これまで以上に障害者雇用推進のための取組を適切に進めていく必要がある。

さらに、県勢の発展のためには、職員の能力が最大限に発揮できる組織環境の整備が必要であるとともに、年功的な昇進管理にとらわれず、能力と実績に応じて職員を登用していくことが重要である。

特に女性職員の登用については、女性の活躍推進が国の重要施策として位置づけられており、本年8月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、地方自治体においても特定事業主行動計画を定め、採用する職員に占める女性の割合や、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合などについて数値目標を設定し、公表することが義務付けられた。

本県においても、女性職員の個性と能力の発揮は、政策の質と行政サービスの向上につながるものであることから、任命権者においては、これまでの女性職員の登用の取組を積極的に推進するとともに、女性活躍推進法に規定される諸事項を適切に進めていく必要がある。

有為な女性職員の確保については、より多くの女性が職員採用試験に応募するような取組が重要となる。このため、採用に関する説明会等において、休暇制度や庁内保育所等のインフラ面のほか、仕事と育児の両立を実現させながら生き生きと働く女性職員の姿を広報するなどの取組を積極的に行っていく。

また、幹部職員への登用については、これまでも各任命権者において職域の拡大に取り組ん

でいるところであるが、各任命権者においては、更なる職域の拡大と研修の充実、キャリア形成の促進を図り、意欲と能力のある女性職員の幹部職員への積極的な登用を進めていくことが求められる。

なお、これらの取組を進めていくには、仕事と育児・介護等の両立支援の一層の充実を図ることが必要である。

(3) 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員の人事管理については、平成 26 年 5 月に、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 34 号）が公布され、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることとされた。

このため、本県においては、平成 28 年度からの人事評価制度の本格実施に向け、現在、人事評価の試行に取り組んでいるところである。

人事評価制度の本格実施に当たっては、職員の能力開発が促進されて効果的な人材育成が図られ、また、職員が意欲を持って職務に従事し公務能率の向上が図られるような実効性のある制度を確立することが重要である。

また、評価の実施に当たっては、①評価基準の明示による公正性の確保、②評価者訓練による評価の公平性の確保、③職員との面談や評価結果の開示、苦情対応の仕組みの整備による納得性の確保を図るとともに、評価の試行結果を十分に検証し、職員の勤務意欲を向上させる制度として運用する必要がある。

あわせて、地方公務員法の一部改正により、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる等級別基準職務表を条例で定めることとされたところであり、その規定に当たっては、同法の改正の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(4) 雇用と年金の接続への対応

年金支給開始年齢の 65 歳への段階的な引上げに伴う雇用と年金の接続について、国家公務員については、平成 25 年 3 月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」において、当面、定年退職する職員が再任用を希望する場合、当該職員が年金支給開始年齢に達するまで、フルタイムの職に再任用するものとされた。

また、平成 26 年 4 月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 22 号）の附則では、政府は、平成 28 年度までに、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされている。

本県においても、雇用と年金の接続は喫緊の課題であり、今後の国における具体の検討状況や他の都道府県の動向を注視していくことが重要である。また、再任用職員の増加により、配属先や担当業務、ポスト、職位などの処遇の在り方及び新規採用者数への影響、職員が希望する勤務時間への対応といった多くの課題が想定されることから、これらについて検討を進める必要がある。

あわせて、職員が再任用後も意欲を持って職務に従事し、能力を十分に発揮して、公務に貢献できるようにするため、再任用職員の能力開発等について、本県の職務や任用の実態に即した検討を進めることが必要である。

(5) 退職管理の適正の確保

地方公務員法の一部改正により、平成 28 年 4 月以降、営利企業等に再就職した元職員による離職前の職務に関する現職職員への働きかけが禁止されるほか、地方公共団体は、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとされた。本県では、一部の任命権者において、再就職後の行為規制や再就職状況の公表などの取組を実施し、退職職員の再就職について透明性の確保を図ってきたところであるが、法改正の趣旨を踏まえ、各任命権者において退職管理の適正の確保に向けた適切な取組を進めていくことが必要である。

3 公務運営の改善

(1) 時間外勤務の縮減と健康管理対策の推進

東日本大震災からの復興に向けた業務が本格化し、職員は、県民の大きな期待を受け、復興業務に懸命に取り組んでいるところである。

このような中、平成 26 年度の時間外勤務の状況は、職員一人当たり月平均 14.2 時間で、前年度に比べて増加しており、月に 80 時間を超える長時間の時間外勤務を行った職員の数も増加している。

また、時間外勤務手当が支給されない教員についても、実際の在校時間の長時間化が課題となっており、本県教育委員会では、平成 24 年 9 月から県立学校での正規の勤務時間外における在校時間の把握を実施し、結果として、月 80 時間を超えたことのある教職員が約 4 分の 1 に上るという状況が認められ、その従事内容についても把握が行われている。

時間外勤務の縮減は、職員の健康維持、公務能率の向上とともに、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資する重要な課題である。時間外勤務の縮減に向けては、各所属において適切な事務配分や人員配置、勤務時間管理の徹底を図るとともに、特定の職員に長時間又は長期にわたり過度な業務が集中することのないよう、各任命権者においてなお一層の取組が必要である。

あわせて、職員の健康管理は、組織運営や業務遂行の上でも重要不可欠であり、各職員が計画的に年次有給休暇を取得して適度に休養をとり、心身の健康保持に努めることが必要である。

年次有給休暇の取得状況は、取得日数が 5 日以下の職員の割合はやや減少してきているものの、全体の平均取得日数は横ばい傾向が続いている。

管理監督者には、職員がさらに年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するとともに、職員の健康保持への配慮が必要である。

復興業務の長期化に伴い、疲労やストレスの蓄積から職員の心身の健康が損なわれることが懸念される。

メンタルヘルスについては、これまでも各任命権者で心の不調発生の未然防止・早期対応のための様々な取組を組織的に行っているところであり、管理監督者には職員の日頃の健康状態の把握と適切な対応が強く求められている状況にある。

この中でストレスチェックについては、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の一部改正に伴い本年 12 月から年 1 回の実施が義務化されることから、各任命権者において定期的な実施に向けた準備を進めているところである。ストレスチェックを通じて、職員本人においては自らのストレスの状況を把握することができる一方、各所属においては、高ストレスと判定さ

れた職員に医師による面接指導の申出を勧奨すること、指導結果によっては勤務上の措置の必要性を検討すること、組織の分析結果に基づいた職場環境の改善を図ることが求められることになる。各任命権者は、こうした取組を適切に行い、心身ともに健康で働くことができる職場環境の整備に努めていく必要がある。

ところで、人事院は本年の勧告において、これまで研究職員等にも適用してきたフレックスタイム制を原則として全ての職員に拡充することを勧告した。また、情報通信技術（ICT）を活用して場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を可能とする「テレワーク」を国家公務員において推進していくことを報告し、職員に多様な働き方を認めることで、結果として公務能率の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を図ろうとしている。

このような勤務時間の弾力化や柔軟な働き方の導入により、自律的に業務を遂行できる職員においては、時間外勤務の縮減や自らの生活スタイルに合わせた勤務の実現といった一定の効果も想定される。

しかし、本県では、本格化している復興業務に職員一丸となって取り組んでいるという特別の事情があり、フレックスタイム制を導入したとしても、時間外勤務の縮減にはつながらず、効果が限定的になることも考えられる。復興業務の進捗状況を見ながら、職員の勤務実態等を十分に把握し、行政サービスへの影響や業務運営への支障、組織体制の確保といった課題等を十分に整理した上で、導入の是非を検討していく必要がある。

(2) 仕事と生活の両立支援

少子高齢化が進む人口減少社会においては、育児や介護を担う職員も含め、全ての職員がそれぞれの職責を果たし、キャリア形成も進めながら、ワーク・ライフ・バランスの実現を図っていくことが肝要である。

仕事と育児の両立支援については、これまで多くの休業・休暇等の制度が設けられてきたが、子育てを経験している職員からは、子どもの小学校就学後も利用できる制度を拡充してほしいとの要望が寄せられている。

今回、本委員会では、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を促進する観点から、職員の養育する子又はその他の家族が負傷や疾病で看病を必要とする場合の特別休暇（子の看護休暇、家族看護休暇）について、取得要件等の見直しを進め、必要な人事委員会規則等の改正を検討している。

また、本年度は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく特定事業主行動計画の更新の時期となり、各任命権者において育児休業取得率などの数値目標を設定したところであるが、特に、男性職員の育児休業取得者数は一桁台が続いており、目標達成には相当の底上げを要する状況となっている。引き続き育児参加に関する意識啓発と職場全体での支援体制の確立を推進する必要がある。

一方、家族の介護に関しては、高齢化に伴い、今後多くの職員が直面すると思われるが、現時点では介護休暇の利用は十数人とどまっている。国においては、民間における介護休業制度の見直しが議論されていることから、本県における介護休暇等の在り方については、この議論や国家公務員における今後の動向も踏まえて検討していく必要がある。

各任命権者においては、特定事業主行動計画に掲げた取組の着実な推進を図り、引き続き職

員に対し育児休業、介護休暇等の両立支援制度の定着に向けた十分な普及啓発を行うとともに、職員が必要とする制度を男女の区別なく利用しやすい職場環境の整備を推進していく必要がある。

(3) 服務規律の確保

震災からの復興に向け官民一体で取り組んでいる中で、本県職員は公務に対する信頼を損なうことのないよう高い公務員倫理を保持し、日々の職務に当たることが必要である。

しかしながら、平成 26 年度においては 22 人の職員が懲戒処分を受けている。処分事由には、不適切な事務処理によるもののほか、逮捕等に至る事案や飲酒運転も見られ、一部の職員の行為によって県政全体への信頼を損ないかねない状況が発生していることは誠に遺憾である。

各任命権者においては、一層の服務規律の確保を図り、不祥事の発生防止に努めることが必要である。

また、近年、様々な形でのハラスメントが社会問題となっているが、職場におけるハラスメントは、職員に精神的・身体的苦痛を与えるのみならず、家族にまで影響が及ぶこともあるほか、職場全体のモチベーションを低下させ、公務能率にも支障を来すおそれがある。

各任命権者においては、ハラスメント防止に関する要綱や指針を策定し、職員への意識啓発、相談体制の整備等に努めているが、引き続き発生防止に向けた積極的な取組を行う必要がある。

4 実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が職員には制約されているため、その代償措置として、情勢適応の原則に基づき職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しようとするものである。

本年は、宮城県震災復興計画に掲げる「再生期」の 2 年目となり、被災者の生活再建や地域経済の立て直しなど、本格的な復興に向け、その取組を加速させていくことが引き続き求められている。このような中、職員は、極めて多くの困難な諸課題に取り組み、それぞれの分野において、宮城の復興を成し遂げるべく、懸命の努力を重ねてきている。

一方、本県の社会経済情勢に目を向けると、震災から 4 年半が経過し、景気の緩やかな回復傾向を受け、雇用情勢が改善しつつある中、民間企業においては、人口減少に伴う将来的な人材不足への対応や優秀な人材の確保に向け、賃金の改善やワーク・ライフ・バランスの推進など各種対策に取り組んでいる状況が伺える。

こうした社会情勢を踏まえ、本県としても、「創造的な復興」の実現はもとより、その先にある県勢発展の姿をも見据え、長きにわたって県行政を支える有為な人材の確保に向け、より一層力を注いでいく必要があると考える。

このような中であって、本委員会は、勧告制度の趣旨に基づき検討した結果、昨年に引き続き、月例給及び特別給を引上げ改定することとし、給料表については、地域における民間給与水準の適切な反映等を考慮し、国の改定後の俸給表に準拠した上で、一定の率を乗じる水準調整を行うことが適当と判断したところである。

また、採用が困難となっている獣医師に対して、新たに初任給調整手当を支給することとし、近年の諸課題に対応すべく、継続的かつ安定的な人材の確保に向け、処遇の改善を図ることとし

た。

原則 55 歳を超える職員の昇給号俸数の抑制については、国の昇給制度や民間給与水準との均衡の観点、他の都道府県の状況も踏まえ、必要な検討を進めていくこととした。

本委員会としては、本年 4 月から実施している給与制度の総合的見直しを着実に進めることにより、県民からの理解が得られる適正な給与水準の確保に努め、また、将来の県政を担う人材の確保や職員の士気向上に資する処遇に配慮したところである。

以上のとおり、職員に対し適正な処遇を確保し、職員の努力や実績に報いることは、困難な職務に精励する職員の意欲の保持や今後にわたり有為な人材を確保・育成していくことにつながるものであり、あわせて、公務員給与に対する県民の信頼を確保することは、将来にわたって県の行政運営の安定を図るための基盤となるものである。

職員には、県民の県政に対する期待と信頼に応え、今後ますます本格化する復興業務に真摯に取り組むべく、引き続き、強い使命感と高い士気を持って職務に精励されることを期待する。

については、人事委員会の勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙第 2 の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和 32 年宮城県条例第 29 号）、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 15 年宮城県条例第 9 号）及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 15 年宮城県条例第 10 号）を改正することを勧告する。

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

イ 勤勉手当

(イ) 平成 27 年 12 月期の支給割合

a b 以外の職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.9 月分（再任用職員にあっては、0.425 月分）とすること。

b 特定幹部職員

12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 1.1 月分（再任用職員にあっては、0.525 月分）とすること。

(ロ) 平成 28 年 6 月期以降の支給割合

a b 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分(再任用職員にあっては、0.375月分)とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分(再任用職員にあっては、0.475月分)とすること。

ロ 初任給調整手当

(イ) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,300円とすること。

(ロ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,500円とすること。

(ハ) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに対し、月額35,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

ハ 地域手当

(イ) 平成27年度における地域手当の支給割合

地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の表に掲げる地域の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。

地域の区分		支給割合
1級地	東京都千代田区	100分の18.5
2級地	大阪市	100分の15.5
3級地	名古屋市	100分の14

ただし、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の地域手当の支給割合は、当分の間、この表にかかわらず、100分の15.5とすること。

(ロ) 平成28年度における地域手当の支給割合

地域手当の月額を、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の表に掲げる地域の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。

地域の区分		支給割合
1級地	東京都千代田区	100分の20
2級地	大阪市	100分の16
3級地	名古屋市	100分の15

ただし、医療職給料表(一)の適用を受ける職員の地域手当の支給割合は、当分の間、この表にかかわらず、100分の16とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当

イ 平成27年12月期の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

ロ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 任期付研究員の期末手当

イ 平成27年12月期の支給割合

12月に支給される期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

ロ 平成28年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては、平成27年12月1日から、1の(2)のイの(ロ)、1の(2)のロの(ハ)、1の(2)のハの(ロ)、2の(2)のロ及び3の(2)のロについては、平成28年4月1日から実施すること。

(別記第1から別記第3まで省略)

3 公平審査事務

職員の基本的な権利として、経済的権利を支える勤務条件に関する措置要求権と身分保障を支える不利益処分に対する審査請求権があり、これらの権利を保障する機関として、本委員会は、本県職員及び公平委員会事務を受託する市町村等の職員から提出された「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分についての審査請求」の事案に係る公平審査を行っている。

また、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出や相談への対応を行っている。

(1) 勤務条件に関する措置の要求（地方公務員法第8条第1項第9号・第2項第1号関係）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関して、人事委員会に対し地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる（地方公務員法第46条）。

措置要求があったときは、人事委員会は事案について審査を行い、事案を判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については自らこれを実行し、その他の事項については、当該事項に関し権限を有する地方公共団体の機関に対して、必要な勧告をしなければならないこととされている（地方公務員法第47条）。

平成27年度における措置要求はなかった。

(2) 不利益処分についての審査請求（地方公務員法第8条第1項第10号・第2項第2号関係）

職員は、任命権者から懲戒その他その意に反すると認められる不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる（地方公務員法第49条、第49条の2）。

審査請求がなされた場合、人事委員会は事案を審査し、その結果に基づいて、任命権者の処分を適法かつ妥当と認めたときにはその処分を承認し、当該処分を違法又は不当と認めたときにはその処分を取り消し、又は修正する判定を行う。また、必要がある場合には、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するよう必要かつ適切な措置を任命権者に対し指示しなければならないこととされている（地方公務員法第50条）。

なお、これまでは審査請求と異議申立てを総称して「不服申立て」としていたが、行政不服審査制度の改正に伴い、平成28年4月1日以降に行われた処分に対するものは全て「審査請求」に一元化される。

平成27年度における審査請求（不服申立て）の事案の処理状況は次表のとおりである。

○ 県

（平成28年3月31日現在）

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処分の内容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
—	27. 9. 24	教育委員会 職員	教育委員会	休 職	心身の故障	H27.10.19却下
平成27年(不) 第2号事案	27.10.21	教育委員会 職員	教育委員会	休職の延長	心身の故障	審査中

○ 市町村等

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

事 案 名	不服申立 年 月 日	不服申立人	処 分 者	処分の内容	処 分 理 由	処理年月日及び 処理経過等
平成 25 年(不) 第 1 号 事 案	25.12. 4	受 託 団 体 職 員	受 託 団 体 の 消 防 長	懲 戒 免 職	信用失墜行為	H27. 4. 14 棄却
平成 26 年(不) 第 1 号 事 案	26.12.26	受 託 団 体 職 員	受 託 団 体 の 長	戒 告	職務上の義務違反 信用失墜行為	H27. 5. 8 取下げ
平成 27 年(不) 第 1 号 事 案	27.10. 2	受 託 団 体 職 員	受 託 団 体 の 消 防 長	懲 戒 免 職	信用失墜行為	審査中

(3) 職員の苦情処理（地方公務員法第 8 条第 1 項第 11 号・第 2 項第 3 号関係）

平成 16 年の地方公務員法の改正により、人事委員会及び公平委員会の権限として、職員の苦情を処理する事務が新たに付加されたため、平成 17 年 4 月 1 日から苦情相談窓口を設置している。

平成 27 年度における職員の苦情処理状況は次表のとおりである。

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

項 目	県	市 町 村 等	合 計
任 用 関 係	2	1	3
給 与 関 係	1	1	2
勤 務 条 件 ・ 服 務 関 係	3	1	4
厚 生 ・ 福 祉 関 係	0	1	1
公 平 審 査 関 係	1	0	1
セクハラ・いじめ関係	3	1	4
そ の 他	1	1	2
合 計	11	6	17

4 公平委員会受託事務（地方公務員法第7条第4項に基づく事務の受託）

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、管理職員等の範囲の決定、職員団体の登録に関する事務などを処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

これにより、平成28年4月1日現在、次の47団体の事務を受託している。

- (1) 市 町 村 9市, 21町, 1村 計31団体
- (2) 一部事務組合 15団体
- (3) 広域連合 1団体

受 託 団 体 名						
(市)		(町)				(村)
気仙沼市	登米市	蔵王町	丸森町	大和町	美里町	大衡村
白石市	栗原市	七ヶ宿町	亘理町	大郷町	女川町	
名取市	東松島市	大河原町	山元町	富谷町	南三陸町	
角田市		村田町	松島町	色麻町		
多賀城市		柴田町	七ヶ浜町	加美町		
岩沼市		川崎町	利府町	涌谷町		
(一部事務組合)				(広域連合)		
石巻地区広域行政事務組合		宮城東部衛生処理組合		宮城県後期高齢者医療広域連合		
仙南地域広域行政事務組合		白石市外二町組合				
大崎地域広域行政事務組合		宮城県市町村非常勤消防団員				
気仙沼・本吉地域広域行政事務組合		補償報償組合				
黒川地域行政事務組合		塩釜地区消防事務組合				
亘理地区行政事務組合		宮城県市町村職員退職手当組合				
色麻町外一市一ヶ村花川ダム管理組合		宮城県市町村自治振興センター				
亘理名取共立衛生処理組合		加美郡保健医療福祉行政事務組合				

5 公立学校の学校医等の公務災害補償審査事務

本委員会は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）第5条第1項の規定に基づき、県立学校及び当委員会に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者の審査の請求について、審査し、裁定を行うこととされている。

なお、これまで同法の規定に基づく審査の請求はなされていない。

6 職員団体等関係事務

地方公務員法に規定する職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体である（地方公務員法第 52 条第 1 項）。

ただし、当局側の利益を代表する職員（管理職員等）とそれ以外の職員とが混在して組織する団体は、職員の利益を適正に代表するための健全な基礎を欠くことになるので、地方公務員法上、職員団体とは認められていない。

同法による管理職員等の定義は、次のとおり規定されており、その具体的な範囲については、労使間で紛議を生じないよう人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第 52 条第 3 項，第 4 項）。

（管理職員等の範囲）

- (1) 重要な行政上の決定を行う職員
- (2) 重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員
- (3) 職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員
- (4) 職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員
- (5) その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員

次に、職員団体には、登録という制度がある。これは、職員団体が自主的かつ民主的に組織され、運営されていることを中立機関である人事委員会が公証する制度であり、この登録を受けた職員団体には次のような附加的利便が認められる。

- (1) 交渉における地位（地方公務員法第 55 条第 1 項）

登録された職員団体から適法な交渉の申入れがあったときは、地方公共団体の当局はその申入れに応ずべき地位に立つ。

- (2) 法人格の取得（職員団体等に対する法人格付与に関する法律第 3 条第 1 項）

登録された職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。

- (3) 在籍専従職員の選任（地方公務員法第 55 条の 2）

職員は、任命権者の許可を受けて、登録された職員団体の役員としてその業務に専ら従事することができる。

ただし、職員団体が登録を受けるか否かは自由であり、また、それによって地方公共団体の当局との交渉に関する基本的な地位に差があるものではない。

なお、本委員会において、現在登録している職員団体は次のとおりである。

職員団体の登録状況（地方公務員法第53条関係）

（平成28年3月31日現在）

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	27年度中の変更登録状況	備考
1	宮城県職員組合	S 41.10.8	仙台市	○	役員変更	職員団体登録証明
2	宮城県教職員組合	41.10.8	仙台市	○	役員変更	
3	南三陸町職員組合	41.10.8	南三陸町			
5	宮城県高等学校・障害児学校教職員組合	41.10.12	仙台市	○	役員変更	法人となる旨の申出の受理証明
6	東松島市職員組合	41.12.20	東松島市	○		
7	美里町職員組合	41.12.20	美里町	○	役員変更	
8	栗原市職員労働組合	41.12.20	栗原市	○		
9	大河原町職員組合	41.12.20	大河原町	○	役員変更	
11	蔵王町職員組合	41.12.20	蔵王町	○		
12	角田市職員労働組合	41.12.20	角田市	○	役員変更	
14	気仙沼市職員労働組合	42.3.29	気仙沼市		役員変更	
16	川崎町職員労働組合	42.7.14	川崎町			
18	村田町職員組合	42.11.14	村田町			
21	七ヶ宿町職員組合	43.10.28	七ヶ宿町	○	役員変更	
28	松島町職員組合	48.2.13	松島町			
29	仙南地域広域行政事務組合職員組合	48.4.26	角田市	○		
30	登米市職員組合	48.8.15	登米市	○	役員変更	
34	七ヶ浜町職員組合	50.4.15	七ヶ浜町			

番号	職員団体の名称	登録年月日	事務所の所在地	法人となる旨の申し出	27年度中の変更登録状況	備考
39	白石市職員組合	62. 4. 1	白石市	○		
40	石巻地区広域行政事務組合職員労働組合	^H 6. 11. 29	石巻市	○		
42	宮城高校教育ネットワークユニオン	9. 11. 14	仙台市	○	役員変更	
43	気仙沼市立病院職員労働組合	10. 6. 19	気仙沼市		規約変更 役員変更	
44	岩沼市職員労働組合	11. 3. 3	岩沼市	○		
45	亘理名取共立衛生処理組合労働組合	11. 11. 16	岩沼市			
46	大崎広域職員労働組合	12. 8. 17	大崎市	○		
48	公立志津川病院職員組合	21. 2. 18	南三陸町	○		
49	名取市職員労働組合	21. 4. 15	名取市		役員変更	
50	大郷町職員組合	24. 12. 18	大郷町	○		
51	公立刈田総合病院職員組合	26. 3. 27	白石市	○	役員変更	

従来、職員以外の構成員を有するなどの理由によって職員団体登録制度の登録要件を満たすことができない職員団体は、地方公務員法第54条の規定により法人格を取得することができなかった。しかし、昭和53年9月に「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律」が制定されたことにより、認証機関（人事院、最高裁判所、人事委員会及び公平委員会であり、当該団体の構成員等による区分に応じて規定される。）による規約の認証を受けて法人格を取得する途が開かれた。

現在、本委員会が認証しているのは次の1団体である。

職員団体の規約の認証の状況（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律関係）

（平成28年3月31日現在）

職員団体等の名称	規約の認証年月日	主たる事務所の所在地	職員団体等の種別
全日本自治団体労働組合 宮城県本部	S55. 4. 21	仙台市青葉区二日町7番23号	混合連合団体

7 勤務時間等関係事務

(1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第7号）、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年宮城県条例第8号）、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-5）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（人事委員会規則8-6）の規定に基づき、職員及び学校職員に係る週休日及び勤務時間の割振りの協議、特別休暇等の承認を行うこととなっているが、平成27年度において承認等はなかった。

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年宮城県条例第8号）、職務に専念する義務の特例に関する規則（人事委員会規則9-1）の規定に基づき、職務に専念する義務を免除する特例について、任命権者が特に必要と認めた場合、本委員会が定めることとなっているが、平成27年度において定めた特例は次のとおりである。

年月日	対象職員等	根拠規定
27. 8. 27	消防学校外12公署に勤務する職員が、当該公署の入所者等を対象とした統計法（平成19年法律第53号）第5条の規定により実施する国勢調査の業務に一般職の非常勤国家公務員として従事する場合	人事委員会規則9-1第1条第7号

8 労働基準監督関係事務

(1) 労働基準監督機関の職権行使について

地方公務員には、原則として労働基準法、労働安全衛生法その他の労働関係法令等が適用されることとなっている（地方公務員法第 58 条第 3 項）。これら労働関係法令等に基づく職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は労働基準法別表第 1 の号別区分により、現業事業場に従事する職員については労働基準監督署が、非現業事業場に従事する職員については人事委員会（本県においては人事委員会委員長）が、それぞれ行使することとなっている（地方公務員法第 58 条第 5 項）。職権行使に当たっての各事業場の号別区分においては、本委員会と宮城労働局とで協議して決定しており、その内容は表のとおりである。

人事委員会が行う職権行使の主な内容は、労働基準法に基づくものでは解雇予告除外認定（第 20 条）、宿日直勤務の許可（第 41 条）、適用事業報告の受理（第 104 条の 2）等であり、労働安全衛生法に基づくものではボイラー等に係る設置届の受理（第 88 条）、落成検査（第 38 条）等の実施である。

○ 人事委員会が職権を行使する事業所

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

労働基準法の号別等		事業場名	
12 号	教育、研究又は調査の事業	知事部局	
		総務部	公務研修所、公文書館、消防学校
		環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部	保健環境センター、環境放射線監視センター 高等看護学校、子ども総合センター 産業技術総合センター、高等技術専門校（白石、仙台、大崎、石巻、気仙沼）、仙台人材開発センター、宮城障害者職業能力開発校
	農林水産部	農業大学校、農業大学校水田経営学部・畜産学部教場（2）、農業・園芸総合研究所、古川農業試験場、畜産試験場、林業技術総合センター、水産技術総合センター（漁業調査指導船「みやしお」、漁業調査指導船「開洋」を除く。）、水産技術総合センター気仙沼水産試験場、水産技術総合センター内水面水産試験場、水産技術総合センター水産加工開発部、水産技術総合センター養殖生産部	
	教育委員会	総合教育センター、視覚支援学校（寄宿舎を除く。）、聴覚支援学校（寄宿舎を除く。）、支援学校（17）（寄宿舎を除く。）、高等学校（76）（分校、定時制単独校、学校附設の寄宿舎を含む。実習農場は本校に含める。）、中学校（2）、図書館、美術館、自然の家（3）、多賀城跡調査研究所、東北歴史博物館	
	警察本部	警察学校	

労働基準法の号別等	事業場名	
官公署	本庁	知事部局，教育庁，議会事務局，選挙管理委員会事務局，人事委員会事務局，監査委員事務局，労働委員会事務局，収用委員会事務局，海区漁業調整委員会事務局，警察本部
	知事部局 総務部 震災復興・企画部 環境生活部 保健福祉部 経済商工観光部 農林水産部 土木部	県税事務所（大河原，仙台南，仙台中央，仙台北，塩釜，北部，東部，気仙沼），県税事務所地域事務所（栗原，登米），仙台中央県税事務所扇町出張所，気仙沼県税事務所南三陸支所，防災ヘリコプター管理事務所 東京事務所 動物愛護センター 児童相談所（中央（一時保護班を除く。），北部，東部），東部児童相談所気仙沼支所，女性相談センター，リハビリテーション支援センター 大阪事務所，大阪事務所名古屋産業立地センター，地方振興事務所（大河原，仙台（水産漁港部を除く。），北部，東部（水産漁港部を除く。），気仙沼（水産漁港部を除く。），地方振興事務所地域事務所（栗原・登米），気仙沼地方振興事務所南三陸支所，計量検定所 農業改良普及センター（大河原，亘理，仙台，大崎，美里，栗原，登米，石巻，本吉），病虫害防除所，家畜保健衛生所（大河原，仙台，北部，東部），漁業取締船（うみわし，うみたか） 気仙沼土木事務所弘川ダム管理事務所，東部土木事務所登米地域事務所長沼ダム管理事務所，地方ダム総合事務所（仙台，大崎，栗原），仙台地方ダム総合事務所ダム管理事務所（樽水，大倉，七北田，南川，宮床，惣の関），大崎地方ダム総合事務所ダム管理事務所（漆沢，化女沼，上大沢，岩堂沢，二ツ石），栗原地方ダム総合事務所ダム管理事務所（花山，荒砥沢，小田，栗駒）
	教育委員会	教育事務所（大河原，仙台，北部，東部，南三陸），教育事務所地域事務所（栗原，登米）
	警察本部	機動警ら隊，鉄道警察隊，機動捜査隊，科学捜査研究所，運転免許課，運転免許センター（3），運転教育課，交通機動隊（分駐隊を含む。），高速道路交通警察隊（分駐隊を含む。），機動隊，警察署（24），交番（77），駐在所（145），警備派出所（2）

○ 労働基準監督署が職権を行使する事業所

(平成28年4月1日現在)

労働基準法の号別等		事業場名	
1号	物の製造, 改造, 加工, 修理, 洗浄, 選別, 包装, 装飾, 仕上, 販売のためにする仕立, 破壊若しくは解体又は材料の変造の事業	企業局	大崎広域水道事務所, 仙南・仙塩広域水道事務所, 仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所
		警察本部	自動車整備工場
3号	土木, 建築その他工作物の建設, 改造, 保存, 修理, 変更, 破壊, 解体又はその準備の事業	知事部局 経済商工観光部 農 林 水 産 部 土 木 部	地方振興事務所水産漁港部 (仙台, 東部, 気仙沼) 王城寺原補償工事事務所 土木事務所 (大河原, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 土木事務所地域事務所 (栗原・登米), 港湾事務所 (仙台塩釜, 石巻), 下水道事務所 (中南部, 東部)
7号	動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産, 養蚕又は水産の事業	知事部局 農 林 水 産 部	水産技術総合センター漁業調査指導船「みやしお」, 漁業調査指導船「開洋」
		教育委員会	海洋総合実習船「宮城丸」
13号	病者又は虚弱者の治療, 看護その他保健衛生の事業	知事部局 環 境 生 活 部 保 健 福 祉 部	食肉衛生検査所 保健福祉事務所 (仙南, 仙台, 北部, 東部, 気仙沼), 保健福祉事務所地域事務所 (栗原・登米), 仙台保健福祉事務所支所 (岩沼・黒川), 中央児童相談所一時保護班, さわらび学園, 精神保健福祉センター
		教育委員会	視覚支援学校寄宿舎, 聴覚支援学校寄宿舎, 船岡支援学校寄宿舎, 支援学校小牛田高等学園寄宿舎, 支援学校岩沼高等学園寄宿舎, 支援学校女川高等学園寄宿舎
14号	旅館, 料理店, 飲食店, 接客業又は娯楽場の事業	知事部局 総 務 部 経済商工観光部	職員寮 (10) 松島公園管理事務所
		警察本部	警察職員寮 (6)
官公署		企 業 局	本局

(2) ボイラー等の事務処理状況について

ボイラー等危険性の高い機械の操作に従事している職員の安全を確保するため、労働安全衛生法やボイラー及び圧力容器安全規則の規定により人事委員会がボイラー及び圧力容器の設置届等の受理、落成検査等を実施することになっている。

なお、性能検査については、厚生労働大臣の登録を受けた登録性能検査機関（性能検査の代行機関）が実施している。

① 特定機械等の設置及び性能検査の状況（労働安全衛生法第 41 条関係）

区 分 種類・年度		設 置 基 数				性 能 検 査 基 数			
		知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計	知事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	計
ボ イ ラ ー	27	1 1	2 1	6	3 8	9	2 1	6	3 6
	26	1 1	2 3	6	4 0	1 1	2 3	6	4 0
第一種圧力容器	27	1 0	1 3	1	2 4	9	1 3	1	2 3
	26	9	1 3	1	2 3	9	1 3	1	2 3
ゴ ン ド ラ	27	3	2	1	6	3	2	1	6
	26	3	2	1	6	3	2	1	6
ク レ ー ン 等	27	0	2	0	2	0	0	0	0
	26	0	2	0	2	0	2	0	2
計	27	2 4	3 8	8	7 0	2 1	3 6	8	6 5
	26	2 3	4 0	8	7 1	2 3	4 0	8	7 1

(注1) 本表中の「設置基数」については平成 28 年 3 月 31 日現在の状況（休止中も含む。）であり、「性能検査基数」については平成 27 年度中の実施状況である。

(注2) クレーン等には、クレーンのほか移動式クレーンが含まれる（以下同じ）。

② ボイラー等の設置届等の状況（労働安全衛生法第 38 条・88 条・100 条関係）

		ボ イ ラ ー	第 一 種 圧 力 容 器	ゴ ン ド ラ	ク レ ー ン 等	計
設 置 届	事業場数	1	1	—	—	2
	基 数	2	1	—	—	3
設 置 報 告 書	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—
落 成 検 査	事業場数	1	1	—	—	2
	基 数	2	1	—	—	3
使 用 再 開 検 査	事業場数	—	—	—	—	—
	基 数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

③ ボイラー等の落成検査の状況（労働安全衛生法第 38 条関係）

事業場名	種類	使用検査番号	内容積 又は伝熱面積	設置届受理年月日	落成検査年月日
水産技術総合 センター	第一種 圧力容器	香 6634	内容積 0.28 m ³	平成 27 年 8 月 4 日	平成 27 年 8 月 25 日
農業・園芸総合 研究所	ボイラー	宮 15397	伝熱面積 9.9 m ²	平成 27 年 8 月 12 日	平成 27 年 10 月 9 日
農業・園芸総合 研究所	ボイラー	宮 15398	伝熱面積 9.9 m ²	平成 27 年 8 月 12 日	平成 27 年 10 月 9 日

④ ボイラー等の廃止届等の状況

		ボイラー	第一種圧力容器	ゴンドラ	クレーン等	計
廃止届	事業場数	2	—	—	—	2
	基数	4	—	—	—	4
変更届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—
休止届	事業場数	—	—	—	—	—
	基数	—	—	—	—	—

(注) 事業場数の計はのべ事業場数である。

⑤ その他の手続きの処理状況（労働安全衛生法第 39 条関係）

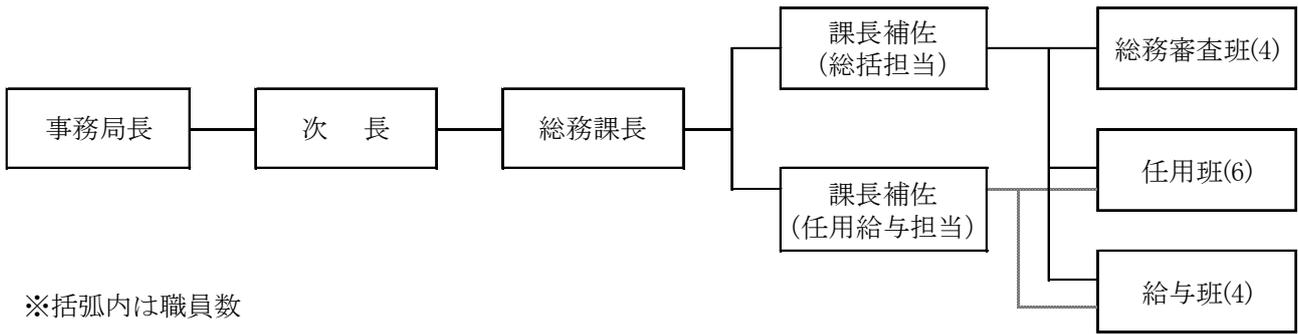
手続きの種類	機械の種類	件数
検査証交付	ボイラー	2
	第一種圧力容器	1
検査証書替え	—	—
検査証再交付	—	—

(3) その他の事務処理状況について（労働基準法第 20 条・41 条，労働安全衛生法 100 条関係）

ボイラー等に係るもの以外の事務処理状況は，次のとおりである。

手続きの種類	件数
解雇予告除外認定	1
継続的な宿直又は日直勤務許可	—
定期健康診断結果報告	3
衛生管理者・産業医選任報告	2

◎ 事務局の組織及び事務分掌（平成 28 年 4 月 1 日現在）



※括弧内は職員数

総 務 審 査 班	1 人事委員会の会議に関する事。 2 事務局職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他の人事及び研修に関する事。 3 公印の管理に関する事。 4 文書の收受，発送，編さん及び保存に関する事。 5 予算，決算その他の会計事務に関する事。 6 物品の管理に関する事。 7 広報に関する事。 8 人事委員会規則等の制定及び改廃に関する事。 9 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。 10 職員に対する不利益な処分についての審査請求に関する事。 11 公立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求に関する事。 12 職員に対する退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関する事。 13 職員団体等の登録等に関する事。 14 市町村及び一部事務組合等の公平委員会の受託事務に関する事。 15 職員に対する労働基準監督機関の職権行使に関する事。 16 職員の勤務時間その他勤務条件に関する事。 17 職員の苦情の処理に関する事。 18 地方公共団体の長に対する業務の状況の報告に関する事。 19 職員の退職管理に関する事。 20 他の班の所管に属しない事務に関する事
任 用 班	1 人事行政に関する事項についての企画及び調査に関する事。 2 人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。 3 人事行政の運営に関する任命権者への勧告に関する事。 4 職員に関する制度についての研究の成果に関する議会若しくは長又は任命権者への提出に関する事。 5 職員に関する条例の制定又は改廃に関する議会及び長に対する意見の申出に関する事。 6 職員の競争試験及び選考に関する事。 7 職員の人事評価に関する事。 8 職員の研修に関する事。
給 与 班	1 職員の給与制度の改善についての調査，研究の成果を議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 2 職員に関する条例の制定又は改廃について議会及び長に対し意見の申出をすること。 3 職員の給料表の適否について議会及び長に対し報告及び勧告を提出すること。 4 給与条例等に基づく人事委員会規則の制定，改廃に関する事。 5 職員に対する給与の支払の監理に関する事。